

特 18

7

實際
討論
辯斥
天理教

版權登錄



と唱ふる天理教は、文學技術の發達を妨げ、愚民を誑誘する邪宗魔黨なり、斯かる天魔に魅せられたる、半開人の境遇も誠に憐まじからざるや、名は國體維持、忠孝勵精にあるも、其内實、公然人民に教理を説示する能はざる、理論と名義とに背戾する宗教にして、東洋文明國たる日本よ、かゝる蠻教の流行するは、智力の發達せざる道德の劣等なる推して知る可しとの嘲評を受くるに至らん、無慘や國の未開を表するのみ、

此處に林氏振て起り、該教撲滅に力を盡し、孜孜汲々過る明治廿三年以來、諸處の會堂講堂に至り、彼等熱心者

と質議討論するに、イヤハヤ平々凡々として取るに足らざれど、論點の一部分手記するあり、之を或る二三の人士上梓して大方諸彦に頒たんと請へり、氏思へらく、秘して益なき語に曰ふ已を推して人に及ぼす、之を仁と云ふと、況んや已れ教導職任たるに於てをや、既に該教の弊害多と、取採する主義なきとを知れり、依て天下該教の火中より落ち入る者を救んと、直ちに有志に計り上梓するに當て、予に緒言を附せんと請へり、予不肖と雖も、亦昨年仲夏以降、該教撲滅に心力を勞し、往々演説に、法話に、雜撃し一書を公にし世に分たんと欲せし機

氣相合して同時に發言するに至る、是實に、宿世孤舟俱渡に酬ひたるならん、欣喜雀躍、宛命を顧みせ求に應ず、請ふ同胞の諸彦、國字の文を作さざるを咎むると勿れ、是を緒言と爲すと爾云ふ

於豊久野鷹尾蜂破窓下

癸巳晩夏

菅沼大統洋敬誌

實際論 辯斥天理教目錄

- 第壹 緒論「覺者の一呼」……………一頁
- 第貳 天理教の淵源「教祖之キの概歴」……………三十五頁
- 第參 教式……………三十九頁
- 第四 信徒誑誘法……………四十一頁
- 第五 著者と天理教師との接戦……………四十三頁
- 第六 天理教と佛教との優劣……………五十二頁
- 第七 天理教師の大敗北「佛者の凱歌」……………五十九頁

凡 例

一本書齣頭に掲る所の文字は讀者をして参照啓發の便利を得せしめんが爲めありとす其
(辨)と記せしは羽根田文明居士著述の天輪王辨妄、(真)と記せしは兼子道仙師著作の
眞理之裁判を指稱するものなり右二書は拙著に對照すべき必要あるに依り今其要領を
取りし事由を茲に告白す

一又●點を冒して記したるものは著者本書中に未だ尽さざりしを補へたるものなり

一本書は從來予が所見を唯だ閑に任せて記述し置きしものあるを今僅かに順序次第して
印刷に附す若し夫れ文字に爛はき章句規に矩らざるの譏りの如きは予の受るを辞せる

所なり

實際 討論 辯斥天理教

林 金 瑞 編 述

第一 緒論 「覺者ノ一呼」

嗚呼夫れ今日の日本は如何ある日本ぞ、頭髮を束ねて兩輪となし筒袖右衽手に弓箭を
握り腰に長劍を帯び朝に山野に獵し夕に海濱に漁し、其畢生の政治宗教道德の主義を
問は、唯た神に信あるの一點にありたる日本人は業に己に千有餘年の古に於て逝ぬ、
翠黛涅齒頭に烏帽を戴き身に袍衣を纏ひ出ては朝廷の間に周旋し、入りては錦帳紅圍
の中に醜戯し天爵の尊を忘れて獨り人爵の高からんを欲し、其宗教を問へは混合佛法、

其政治を問へは貴族政治、其文學を問へは和漢文、其技藝を問へは詩文歌舞なりし日
本人は是亦數百年の昔に在りて逝ぬ、今や則ち夫の仁義禮智の大道を踏ませして或は
世に容れられざるこのみ懼れ、敝れたる温袍を被て狐貉を衣る者と立て而して耻す

●我佛敎の敎
祖釋尊既に折
伏攝取の金口

ざる由也的の日本人も亦た幾んど其跡を止めざらんとす、嗚呼夫れ今日の日本は如何なる日本ぞ、憲法實施せらて國會開設第五期を迎へ、政府は藩伐内閣を維持せんとし、民黨は自由平等を主張し雙方譲らず龍虎の争を爲し、商業に美術に植産興業振競せざる無く、陸海兩軍の固め堅々として日夜に海防を唱へ軍艦製造に部内改革に孜孜急々たり、一言以てせば舊日本亡びて新日本の光輝顯はれ諸事花最中の時節と謂つべし、眼を轉して宗教道德の形勢を見よ、維新の前に在つては切支丹のハテレンのト邪唱せし極めて忌まはれし耶蘇敎は渡來し、堂々たる殿堂を至る處に構造し赤鬚綠眼の宣敎師を派出し彼處に東洋英和學校、此處に女學校と取込み手段を以て日本國民を籠絡し、遂には邦國までも引込んとして甘言以て弘敎する者、舊敎あり、新敎あり微細に區別せは殆んど十六七派となるべし、翻て日本固有の神道も國體維持の、忠孝勵精のと名を假り、宗教組織の者に非らざるを宗教とし數派に分れ、布敎に糊口的に東奔西馳す、また佛敎は日本全國は吾本領なりと外教侵入するも容易に信徒を吸取する能はざるは吾佛敎あるが故なり、(尤も外教者も之を許せり)徹頭徹尾外教に侵されざらんを欲望

を遺す玉へり
今我輩の天理
教の無道徳を
斥けし始めん
と欲するもの
唯夫れ大慈悲
心の止むを得
ざるに出るの
み我輩は好ま
りに辨を好ま
んや

し、興學布敎に急々たるは實に日本は宗教の花盛りと稱するも過言にわらざるべし、此の時に臨みて智識なき野蠻國に演じて好評を得るが如き淺薄なる妄誕不稽なる一宗教を擴張せんとするは宛も暗夜に用ゆる提燈を晝間に持行くど一般、眼なき者はいざ知らず一眼を有する以上の者は一笑を與へざるなし、此れ何の宗教あるや、誰氏も存地せらるゝ如く天理敎否な狐狸使の顛理狂是なり、請ふ是より日本神道を以て宗教とするのは是非得失を論し、合せて天理敎の宗教にわらざる所以を論せん、蓋し日本固有の神道を以て純然たる宗教とし國民擧つて敬服せしむるの説は維新の初年萌芽を生せしも成効せず繼て立消の姿となり、今や高等人士の所論大旨非宗教視する者の如く、否宗教として用ゆるは還て國體に關し及ぼし、用所狹少に失し折角の神典も怨敵者を有する者ならんと、天下の意向茲より、余帝國憲法を案するに宗教に關係する者は第廿八條の一のみ、且く餘紙を借り本文と伊藤伯の解釋とを附記せん、文に曰く「日本臣民は安寧秩序を妨けず及び臣民たるの義務の背かざる限に於て信敎の自由を有す」と解に曰く「中古西歐宗教の盛なる之を内外の政事に混用し以て流血の

●天理教の邪曲を正す
ハ其れ唯だ此憲法の規定にある乎

禍を致し而して東方諸國は又嚴法峻刑を以て之を防禁せんと試みたりしに四百年來信教自由の説始て萌芽を發し以て佛國の革命北米の獨立に至りて公然の宣告を得、漸次に各國の見認むる處となり現在各國政府は或は其の國教を存し或は社會の組織又は教育に於て仍ち一派の宗教に偏祖するに拘はらず、法律上一般に對し信教の自由を予へざるはあらず、而して異宗の人を戮辱し或は公權私權の享受に向て差別を設くるの陋習は既に史乘過去の事として（獨逸各邦に於て千八百四十八年まで仍ち猶太教徒に向つて政權を予へざりし）復た跡を留めざるに至れり此れ乃ち信教自由は之を近世文明の一大美果として看ることを得べく、而して人類の尤も至貴至重なる本心の自由と正理の伸長は數百年間沈淪茫昧の境界を経過して纔に光輝を發揚するの今日に達したり、蓋し本心の自由は人の内部に存する者にして固より國法の干涉する區域の外に在り、而して國教を以て偏信を強ふするは尤も人智自然の發達と學術競進の運歩を障害する者にして何れの國も政治上の威權を用ゐて以て教門無形の信依を制壓せんとするの權利と機能とを有せざるべし、本條は實に維新以來取る所の針路に従ひ各人無形の

(四)

●宗教とは何
がや先宗の意
義を云んに車
軸を管轄する
を云ひ教へ善
に馴致するの
體なり故に宗
教と云へば物
體の善形を存
せざるまで
充實感化の効
なくんばある
可らず

權利に向て濶大の進路を予へたるなり、但し信仰歸依は専ら内部の心識に關すと雖も其の更に外部に向ひて禮拜儀式布教演説及結社集會を爲すに至ては固より法律又は警察上安寧秩序を維持する爲一般の制限に遵はざることを得ず、而して何等宗教も神明に奉事する爲に法憲の外に立ち國家に對する臣民の義務を逃るゝ權利を有せず、故に内部に於ける信教の自由は完全にして一の制限を受けず、而して外部に於ける禮拜布教の自由は法律規則に對し必用なる制限を受けざるべからせ及臣民一般の義務に服従せざるべからず、此れ憲法の裁定する所にして政教互相關係する處の界域なり」と余此れに依て考ふれば信教は内部心識に屬する故に一の制裁を受けずと雖、禮拜布教演説は外形に顯はれ稍ともすれば治安に關係あるを以て一般法律の制裁を享けざるべからず然らば日本の神道は國體と如何なる關係を有するや正當の考力を以てせば宗教とするの非なるを知らん、世界に二の眞理あるべからず吾奉ずる宗教は正教なり教主は神聖なり教祖は智徳兼備の哲人なりと信ず、故に他の奉ずる宗教々主は不正理なりとし敬視せざるべからず、然らざれば宗教に非らき、學術技藝と一般信仰固結せざるべし、

(五)

●佛敎には本
迹二門の差排
あり佛を以て
本地とすれば
神は悉く佛の
垂迹と爲すの
差排なり又佛
の體相を論
する事相上
より或は相
あり或は相
事もあるなり

今日本の皇祖天神は豊葦原の御國を開闢し玉ひ世々傳承して此の國を統治し臣民を撫育する基礎を立てられし古來の大聖人ありと雖、佛敎の釋迦、耶蘇敎の基督、回々敎のマホメット等の如く一敎の敎祖開山と其性質を異にし、天祖天神開闢祖神とて崇敬し奉り歸依信仰を享受する敎祖開山にあらざり、所謂る吾崎嶼洲の祖先なり、皇室の大高祖なり、吾等四千百廿万の同胞兄弟何宗敎を信するを問はず敬神愛國の念は日夜忘却すべからざる者あり（故に余は元來神都に生を受け參詣するとの易きを喜び毎月參拜を缺くとなし、或者詰て問ふ、君は佛敎者にあらざるや、然るに神を信仰する甚だ聞へすと、余叱して曰く、君の言甚だ謬れり、余の皇太神に參拜するや信仰にあらざる歸依にあらざる、唯だ尊敬奉事するのみ、格別願成就を祈るにあらざる、未來の安心生天を頼むにあらざる、亦た疾病の平癒を希ふにあらざる、恰も君父在す時は朝夕參見するか如く死に事ふる亦是の如し、語に云わばや死に事ふる生に事ふる如くせよと、豈に吾皇太神を死せりとせんや誠意清心以て一片の忠魂を告るのみ、故に余の參拜するや他人の如く多言を要せず前後皇太神を稱名し、中間般若心經を一返默誦して心中無事善惡邪正を思

はず空洞の中、自然誠に契ふ時神に對して敬念起り國に對して愛念起らん、父子兄弟に對する時も亦復た斯の如し、唯此の意を表するのみ、西行法師の參詣記に曰く「何事のをはしますかわ知らねどもかたしけなさに涙たこぼる」と果して此意に近からん君其れ眼を開て太廟と宗敎との關係を熟考せよと、客默去せり）是をも辨へず今の論者の如く一敎の敎祖の如く心得、信仰の念を生ずる時は皇祖と敎主とするの宗敎信者は至極大切に尊信するも、他敎信者は敵視せざるべからざり、國民擧つて該敎信者たれば好都合なれど一人にても異敎者あらば信不信あり不忠不孝の人形を造らしむるのみ、善し國民の全体を信せしむるの良法あるも日本の宗敎を神敎一宗派として四千百二十万の國民を統轄する事は到底云ふべくして行はれざるべし、見よ我國固有の大道を以て宗旨を立する神敎すら數派に分れ相互に敵視し正不正を論じ駁撃百出、遂に底止する處を知らざる今日にあらざるや、試に神道管長稻葉正邦子爵の統治する宗派を列擧せば、第一神宮敎、第二大社敎、第三扶桑敎、第四實行敎、第五黒住敎、第六修成派、第七大成敎、第八神習敎、第九御嶽敎、第十天理丸山蓮門三敎會等あり、彼等一

源たる神教すら合同する能はず何んぞ況んや他宗に於てをや、假に同胞四千百廿万の中三千百万は佛教信者とし三万は耶蘇教とし餘は神道信者とする時は嫌ども三千百万人は皇祖を敵とせざるべからざる、若し之れありとせば日本の國体は何れに立するや是非とも日本人は皇祖及び子孫即ち今上陛下の統治を受け其恩澤に浴すべきに還て敵とする時は君臣の秩序を紊亂し敵味方となりて日本は大亂とあらん安寧の實何れにありや、結局皇國をして外國同様の國たらしめ統治の大權は強勝者の手に歸し陛下をして皇統を萬代に傳ふる能はざらしめ祖先を汚辱し吾身をも亡はしめん豈に慷慨憤懣の至りならずや、是を以て皇國々体を維持し皇統悠久を外國に輝さんと欲せば固有の神道は宗教以外に立ち其の費用の如きは國庫支辨とし神道の骨目たる敬神愛國の如きは宗教者をして説かしめ其宗教と差問なからしめ倍舊に國民をして其の念を抱かしめば忠君愛國の士朝野に競ひ起り國体維持の如きは知らずく宗教の盛大と共に行はれん、若し己の宗教を説くに差問を生し説く能はざる宗教ころ安寧秩序を妨くる者なれば憲法上差留めて然る可き者ならん、此をして實施せしめあば神道者初志の如く外教

●宗教の教理は天地の必然の理に基き、人事の因果に在り、其の理を明かにし、人心を導くを得んや

の如きは自然消滅を告げらるゝに至らん今の神道者流此の意を看破せば無暗矢鱈に餘宗他門を駁撃し壓倒して神道を擴張するは口に忠孝心の微弱を培養し敬神を勵ますと言へど還て不忠不孝者を捏造す自語相違の過あり、且つ宗教の教理は其の眞理既往に定まり教祖之を定め置かざる可からず皇祖何れか教祖と唱出せられ如何に教理を説き定められしや跡形も無き事ならずや、皇祖其の意無きに子孫之を組織するは祖先の方法を子孫變易す是れ大罪人なり況んや皇室之を唱へざるに於てをや、譬は此處に一家あり祖先家を起し財を富ますに商賈を以てし且つ子孫に幾世万代繼續せよ奴僕出入者に至るまで之を守れど命令し置さしに該家繼續者は其の業を確守せんとするに、奴僕出入輩其の意に服従せず擅に之を捨て高利貸或は代言職を以て遂に該家祖先の創業を廢滅に歸せしむるが如し實に此の感なきにしもあらず、試に思へ維新後、日尙淺く人心は何に向ふて可なるや判然せざる時明治五年四月廿八日大政官より三條の教憲を發布し神佛合併の大教院に據り僅に佛教交説苦しからずと云ふ如き壓制的の氣味を以て佛教の教意を採用し、完全の神道を組織し非常の熱心と政府の力を以て手を盡し外教

の侵入を防禁せんとせしむるも佛教信者の餘焰未だ消滅せざるにや其の意を得ず遂に分離の形勢と變更せり、今や回復を得て妄信徒も解信者となり従前百萬の信徒より一万の信者還て價值を有する時代に於てをや、加之當時防禁せんとせし外教は全國諸處に全力と熱心とを以て蔓延し原野を燃すよりも甚し神道者如何に躍起と成るも到底無効の所論ならん

眼を開て歐洲宗教の組織を見よ國教を公認する邦國とても信仰を壓制して國民一般一宗教を信者たらしむる能はず、例せば魯西亞の如き稍方偶壓制の行はるゝ未開野蠻の所々多き國にして帝王自身國教即ち希臘宗一教統轄の權を掌握し祖先ヒートル大帝より此の意を繼體して該教を擴張するも魯人全体希臘教に歸服せしむる能はず、試に概算せば魯西亞の人口諸領地にある者を合算して壹億零二百六十八万四千五百十四人なり其の百分の六十五は國教宗、其の十一は非國教宗、其の八は羅馬宗、其の六は回々教、其の四半は新教諸派、其の四は猶太宗其の一はアルメニヤ宗、其他外教なり眼を轉じて英吉利を見よ王權の盛大ある事大陸諸邦に求むるも比類なきなり國教には新教

即ちプロテスタン宗を採用し法王にはビクトリヤ女王自身王頂戴せしめ歳々政府よりは幾多の費額を補助し布教せしむるも非國教宗あり猶太教あり回々教あり況んや各國の形勢に信教自由を以て近世文明の一大美果として尊崇するに於てや、業に己に仰信壓制の時代は過去せり本邦に於ても明治廿二年以後信教自由は憲法の制定する處に依りて明かなり自由の中に在つて安寧を妨害し秩序を紊亂する者は許さざるは勿論、凡そ社會の事理あれは事あり表あれは裏あり表面に政府あれば裏面に宗教あり陽に交われは陰に母なかるべからず、差別中に無差別あり無差別の中自然に差別を含めり故に内部心識に信仰の自由あれば外部形体上には政府の制裁を受けざる可らず以上憲法の明文に依りて聊か神道の大義宗教政府國体の關係を陳述せり、請ふ是より安寧秩序を妨害する諸宗教を列陳せんとするに基督回々諸教は後日の談とし狐狸宗否な天理教の邪宗魔教の親玉世界狂惑主義なる所以を陳べん

大凡天下の事其の最も懼るべき者は懷疑と妄信との惑あるにあり何にを以て之を云ふや懷疑の念盛るときは人々各々一定の主義を持つこと能はず妄信甚しければ思想一

所を究了して
眞淨無慾の境
界に住するを
云ふなり之を
反すれば懐信
のみ妄信のみ

に偏して變通を知らず終に以て不測の禍を生ずるに至るを以てなり、試に夫れ彼の佛國の革命を見よ其の起因する所は主として路易第十四世驕奢の後に際し、民皆を菜色を帯びたるも國庫の歛乏甚だしかりしが爲に之を救ふに由しかりしのみならず反て益々之を困む趣きありたるに有りて雖抑も亦た彼のウオルテイヤ、ルーゾー、ヘルベニヤス、コンデヤアック諸氏が其の健筆雄文を以て當時佛國社會の紀綱を維持し居りたる宗教政治等を破壊し數千万同胞をして其の政治其の宗教を疑ふの念を懐かしめたるに由る、而して其極遂に善柔無辜の國君を斷頭機上の露と消せしめ兄弟内に鬩ぎて外其の侮を受くるも恬として顧慮する所無からしむ豈に他に深く信する所なき者の能する所あらんや、當時若し佛國の有力家をして少しく意を此に注ぎ其の宗教心を培養し其愛國心を維持せしめば骸山血流の慘を見ること此の如き甚だしきに至らざるべし抑も我國の近時は外面上の開化は日に月に進み駿々乎として幾んど其の停止する所を知らざる者の如く、鐵道電線等歐洲文明の利器一として備へざる者なしと雖其の内情を研究する時は流涕すべき者長大息すべき者痛哭すべき者實に一にして止まらず、就

中最も余輩の慨嘆する處の者は宗教道德の薄弱なる是あり蓋し宗教は一國の元氣を養成し國体を維持し秩序を整理するには必ず欠く可からず、且つ社會學上人心を高尙に導き思想を發達せしむるは宗教に如くはなし事物勢力あれば弊害之に及ふは自然の理にして假令聖人の法も久ふして弊生す正法も久ければ弊生を況んや其の最初より籠絡手段の宗教に於てをや、必ずや固有の宗教心に懷疑の念を抱かしめ己れの新宗教に妄信を起さしめ其の局社會に云ふべからざる弊害を流し遂に東漢の末世鉅鹿の張角妖術を教授し太平道と號し徒衆數拾万を得、所在燔却して無智の人民を誑惑するに至り政府より討手を遣さざるを得ざるに至る籠絡手段も怖れざるを得んや、今諸方に誘説流行する處の顛理狂之に類似と

抑も天理教の説く所は日本國當代は人心輕微に敬神愛國者減少し皇室の何たるを知らず猥りに外國より侵入の宗教に入るは全く日本の古典を知らず人欲に傾き眞實の道理を學ばざるに依れり、早く此等宗教學術醫法を打捨て古代の無爲淳粹に逆ほり無欲無作の社界に住ましめん此れ即ち日本固有の大道也と日本々々と云ふにも拘はらず其の

(辨)ヨミキは
皆佛敎の所談
轉輸王の所談

を聞き居りし
此世界に於て
王と比すべし
も十柱の合神
稱を轉輪王命
と稱ひたりし
所談に基き
嫌ひあるを悟
り改め其後
至天字に輪
字よりは寧ろ
理字の基に能
く當るに如か
ざる事を知り
工之改めり
由を記せり

(辨)は最初天
理王教會組織
の山願を爲せ
し時、十柱神
中、雲霧、帝釋
天の二神名ハ
我國古典に見
ざるを悟り
更に神代卷、
大戸邊の二神
と前二神名
とを入れ換へ
出願の許可を
得たるものな
る由を記せり

所論古典には合せず可言不行の妄誕の主意に炮を向けるのみ、第壹國常立命くにとこたちを始め伊邪那岐伊邪那美命まで十柱を數へ立て十柱神即ち総稱して天理王命と申し人間守護の神だ又月讀命日讀命との二神世界を拵らへたれど伊邪那岐伊邪那美の二神あければ世界が整理せぬ故に此の四柱の神は根元で外六社の神は種苗なり、此の外世界に多く神あれど虚神にして月日の神のみ眞實の者なりと古典中何れを尋ねるも十社の神を天理王命と稱する證據なく、陰陽轉換して月は陽日は陰とし陰陽の誤謬又日月二神の世界創造の説を見せ簡は何れより傳授せしかと云ふに天理教祖ミキ四拾歳の十月廿六日即天保九年より三四ヶ年教祖の家のみ震動して止まず此の時實の神顯はれて乗移り、カア〜と云ふと思へば十柱の神次第に教へ玉ふと其れより以來常に之を念して利益を得ると若し此れを實として取る時は何に故教祖の教へられし十柱の神を奉祭せし明治廿一年四月教會組織とあるに及て變更せしや、自由に變更し得るものならば實の神にあらす教祖も有る無し同然なり此れに由るミキに乗り移りしと云ふも後日變更するも同じく虚事にして唯だ愚民を誑誘するのみミキに夢中に移りし者を眞實なりとせば

如何ある者をも受くるや、若し夢中死亡せよ後日天獄に生せんと或は家内悉皆を殺害せよと其の効に酬ひて汝を貴家に嫁せんと御告げあらば其の命令を聞き家内の者残らず殺せや、若し殺し得すと云はゞミキ汝に問ん汝の主張する神は虚神なるべし如何んとなれば實神と云ふならば彼れも善なり此れも善なりと思はざる可からず、然るに彼れは用ひて誑し此れは捨て用ひずならば實神ならず實神ならば此命之に隨はざる可から若し命令に背かば何にを以て祭神するや祭神も無用なるべし夢言妄想決して信ずべき限にあらす、我れ古史を見るに北條時頼青砥藤綱の祿を増んと欲して日神夢に我に見へて曰く汝ら治を願ふならば青砥の祿を増せと吾固より天下平治を願ふ神命に従ひ汝に祿を増すと藤綱固辭す時頼曰く何んぞ辭すると曰く神藤綱の祿を増すと云ふ之を増さば神藤綱の首を斬れと云わば之を斬るかど上奏せしに時頼其の欲する所を問ひしと、見よ彼れ藤綱の如き天下の名士は夢に依て己を幸するは即不義の富貴は浮べる雲の如く思ひ受けざることを今や天理教祖ミキは無き事を有るが如く虚傳し己の口糊を凌かんと欲す豈に憎むべきにあらすや、由し夢神にもせよ誠の神ならば天下古今人

間万事を知らざるべからば何ろ世界に六根不具即ち眼耳鼻舌身意の完全せざる者を作りしか亦た己の宗旨を擴張するは愚なり正反對の位地に立て攻撃する我等の如き者を作りしや豫め考力を廻らし置かざるべからず、若し作し時は善良ありしも中途悪人と變し神命を用ひざるものなり恰も兩親の間に三子を擧ぐ一人は善良にして出ては忠臣と成り入ては孝子たり、餘は大に反對して出ては他人を侵害し他人の所有物に手を掛け朝廷の罪人となり入ては不孝周到財産を放蕩するあり父母に於て未然に之を知る能はず如何んともする能はざるか如しと云んか、是れ奉体する神を愚かる誑惑者とする証據なり、なせなれば父母は善智能者にあらず人事の成敗子女成人後の正不正を知ることを得ず薄紙一枚の向は儘ならぬ習慣性なり問ふ所にあらず天理王様は誠實の神と云ふ、然るに己れ世界及び人畜を作ると云ひあから成人後の善惡を知らずとは前後忘却も亦た甚たしからずや、且夫れ神の創造に懸る者ならば何んぞ平等に作らざる社會を見渡すに富樂貴盛者は少なく貧苦賤衰者は多く時々不意の難に遭遇し中天者等あるは何んろや神の命あらば何ろ不公平ある若し神命ならば貧等不幸樂甚たしく富等は幸

(辨)に十柱を合せたる神稱其當りざる事及天理王の三字

を漢讀して特に命の一字のみを和訓するの當りざる事等を論貴したるは炯眼と謂つへい

伸甚だしと云ふべし、今ま天理教信者とありて將來幸福と思惠とを受くるとするも過去の受苦を如何んせん故に此の教は三世を説かず善惡苦樂の原因本末を明にせず、過去の事不明とせば未來の事も不明なるべし昨日なくして豈に明日あらんや昨日あるを推して今日を知り明日を知る尙過去現在未來の如し苟も宗教として信する上は現在の安樂は勿論未來の落着場までも掌を見るが如くからざる可からず、且つ其程善良の神にして恩惠深重にあるからば何んぞ開闢后早々開教せざる漸く天保九年、キ賤女に乗り移り明治廿一年後發表せしめたるや亦た發表前の人間は何んの罪あつて救はざりし今日の人間は何の幸福有て神の恩惠を受け得るや、若し神命々々と答へんか、善も神命悪も神命何もかも神命に任せる如き神宗旨は文明の今日用ゆる能はず亦た如何なる命令を下すやも知るべからず奉祭の禮粗忽だから殺せと命令を受る如きあらば身心此處に谷る信用は出來ぬあり、箇様なる貴重な人間を自由に作たのと嘲弄せらるゝ無用視せらる神何んぞ崇尊歸依するに足らん否願ひも甲斐なからん、畢竟無道理の神に牽強附會の説を加へ愚民を籠絡し専心一意以て從來信仰せし宗教學術政治に疑念を懐かし

●天武帝ハ骨
 毎月に佛壇
 を設けて佛
 安置すべし
 を勅らせ玉
 供養すべし
 を以て今向
 毎戸佛壇を
 るものなり
 然るに彼れ
 遠くは佛壇
 毀つて佛壇
 大に遠くは
 大罪人にあら

め、虚神を妄信せしめ其局一定の主義を持する能はざらしめ、思想を一に徧せしめ國
 体の如何を知る能はざらしめ、おしき悪を拂い助け給へ天理王命の唱舞は「屋敷を拂い田賣
 り玉へ天テコ舞の命と」なり財産を盡盡し、裸体人形物落さすの姿となりて始て覺眠
 し、懷疑と妄信との念は此處に去り、従前の宗教學術等が真正ありしを知らん、去り
 ながら信仰心は本源に歸するも徒消せし光陰と貴重の財産は還らむ従前富貴福樂に活
 計せし身も貧賤醜陋の身となり見開する人もなき境遇に至らん豈に憐愍の至りにあ
 らずや、余之を以て醉眠の爲に「覺者の一呼」を與ふ、大坂地方或信者の歌に曰く
 一ツトセ、一度天理に履み迷ひ、先祖の佛壇雨ざらし、此の人非人
 方今處々に天理教信者と稱し、天神の御恵を戴くとか、病氣平癒するとか、無暗矢
 鱈に各人各己加入する者は、其の宗の御謂はれを聞くとか唱へ、時々愚暗者相會し
 種々妄言を聞くから狂人の如くなり、懷疑の念を生ず、故に昨年夏頃説く處を聞
 けは、當十一月には天地闇黒に歸する、其の時佛壇を立派に裝飾して佛菩薩などを
 唱へ、有無の分明せざる外物を祭り、先祖位牌などを祀する者は此の難を遁がれず、

此の教信者のみ難を遁れ後ち高等の種族に昇進せん、と斯の如き言語を以て人を誑
 惑するから、一度天理教に加入するものは先祖の佛壇を無用なりとし、病い持の蠶
 の如く流川に浮べ、山神の下に雨露に當てられたりするに至るから、此の人非人と
 評言せり、成る程天理教は狐狸宗だ、狐狸を使用するのと申した處が直ちに狐狸の
 形跡に變するに非らず、油揚を好物になると云ふにあらせ、人体は變更せず、去り
 ながら所行行爲は狐狸等の動物に類す、成る程能く考ふれば狸の佛壇も見ず、狸の
 位牌あるを聞かず、亦た虎や猴の石牌を立て居るを見當らず、今天理教信者佛壇を
 廢し位牌を流す如きは所業狐狸に類似す、所謂人面獸心と云ふべし、故に人非人と
 は能く評せり
 一ツセイ、一ツの月日を借り入れて、我物顔して誇るやつ、此の世

間見す

天理教信者の説く處に依れば月讀命つきよみ日讀命ひよみの二神が世界創造せしと云ふとも、國學
 古老の定論に月讀命はおほひるめむち大日靈貴の次に生れ、日神補佐の臣となり給ふ、是れ臣下の

始あり、亦た日讀命と云ふ神號を聞かずと、或は天照皇大神を稱へたるならんか、然らば月讀命の前おほひのひらきに生れたる日靈貴を稱へ奉るなり、斯く無き名を稱唱し、假令有るとするも創造の神にはあらず、然るに我物顔して泰山北斗と仰ぎ、我家の専有物とし居るが、抑も專賣特許は何れより受けしや、狐狸大神よりか將た亦た天狗より乎、妖怪物より乎、且らく遠慮なくすれば善さに誇り顔して居然たるは甚だ笑止千万、善しや自己此を許すも世界には智者あり、學者あり、悟道者あらずば、瞞着し切れぬ者にあらずや、然らば云んか、我等此を稱ふるも自由氣儘なり、他人の手足を借らず捧頭を入れらるゝ限にあらず、と此れ亦た社會の組織を知らざる言論なり、世間は交際的なり、義務的あり、世の諺に「人は道連れ世はなさけ」と然らば同じく社會に住む上は義務を盡し交際は欠くべからず、如何に己ら自由なるも箇様な野蠻的言語を説かれては他は困難々々、些ちと僅とも佛教四恩の説解を見なされ、試に列舉せんに、衆生恩、父母恩、國王恩、三寶恩と此等の明説腦髓に徹せば、よもや、如上の無責任の言辭は出されまい、兎に角廣く神佛の明説を聞かず無暗に妄信する

から此の世間見すとの評論を免れず、何れに証據あるや、決して億々万却神典を捜索するも汝の如き説は見當らず、井の中の蛙とは汝等の事よ、夏虫を以て氷霜を語るべからず實に憐愍々々

三ツトセ、身持ち女は皆な死ぬる、腹帶毒忌みさゝぬ故、此の人殺し東洋婦人懐胎後腹帶するは古代よりの習慣にして、善良の風俗なり、抑も日本腹帶の始りは、人皇第十四代仲哀天皇の神后皇后三韓征代の際、胎内に皇子を宿し奉りしを以て、腹に細帶を占め征討後安産を祈り行かれしに、果して祈りに應せりと、其の皇子位に即て應神天皇と成り玉へり、爾來一般懐胎の婦人に腹帶を作さしむる風習となれり、西洋婦人のコーセットをして衛生に害ある如き者にはあらず、且つ毒忌みの風習は醫術上最も是認する處なり、教育上も關係を及ぼせり、婦人懐胎中に食する飲食は胎子に及ばし、強壯の体とあるも柔弱の体となるも、病身とあるも無病者となるも、多くは母の食事に由れり、胎婦の居間に屏風、唐紙、掛物、床置きに至るまで、悉皆胎子に薰染せざるはなし、英雄たらしめんと欲せば英雄豪傑の

扇子で馬鹿踊を奉行して、神を諫めるの、恩惠を頂戴するとして、愚談虚説を聞き、踊り回はり、世界無比の有り難きものだと信じ居るは、鹿を逐ふものは山を見ずの道理にして、他を顧みるの念を有せず、一意偏頗に固信するは狂人どころ観定は下されず、故に外目八目で、外見者より此の狂人と排評せり

五ツトセー、命ち危き親人に、薬り吞さざ三昧太鼓、此の不孝もの

天理教は悟りの道と唱へ學文は不用なり、醫師は無用の長物なりと云ふて、父母の危篤を見ても醫者の診察を要せず、一貼の薬を用ひず、神明に祈禱し心の慾を止めは自然と平癒せんと、遂に祈禱の御受けが無いの、邪念を去らぬと口舌を使ひ、親父を見ながら終らしむるあり、尙ほ壓さ足らずして、前歌にある如く三昧太鼓と以て踊り、病ひをして上熱せしめ、治療し得る病人をも死に至らしむるあり、若し彼の云ふ如く、無用の醫師學者をば、才能あり智惠ある人々上位に居りながら五大學校の醫學校の各地方に、中小學校のと立て置くや、亦た學校を設立せば幾万の金錢を費消せざるを得ず、何にか爲に數万の學生を教育し、日本で足らずで歐米に留學

●悟りと何事かや、一の大因縁の爲に生れ來り此世に以て己の行の光明を發し得るに至りし分際を悟りと云ふなり、狂の言を聞き、所云ふを得んや

せしむるや、當路者は眼無き故箇様の徒費を要すと云ふか、決して然らざるべし、言ふことを聞かずや、無學は貧困禍罪の母なりと、若し斷然不必用の者ならば、最初の方ある實の神何んぞ之を廢せざる、主宰する以上は廢立變更自在なるべし、學文を廢するより、寧ろ文學技術を考出する人類を何んぞ作りしや、若し人類をして或は作らしめ、或は廢せしむるは神の遊樂を増すが爲ならば、尙々人類を弄視する神あり信せべきにあらず、若し又た此等の文學を廢すると能はざる者ならば、何んぞ造作するの主宰するのと云ひ得んや、是れ則ち小智小能野蠻時代の暗民の尊敬を受くるに足るのみ、又た文學の必用なく、外國渡來の者用ひせと云はゞ、汝等が日夜歌ふ拾二下りの百廿首の歌は、如何なる文字、誰氏の作を用ひるや、余、一見するに平假名を用ひたり、此等は差し支へ無しと云ん乎、能く古典を披き見よ、平假名片假名共に弘法大師の作あるとは世人一般に評せり、平假名は弘法大師四句の偈文に依り作せられたるとは疑を容れざると僧俗共に許す處なるが、片假名も文部省の編輯ある、文藝類纂と云ふ本の中に、此の五十音は僧空海(弘法大師)の作る所な

れば其の蘊奥を究んと欲せば、宜しく梵字を探るべしと、古人は大師の作たるを疑はざれど、近頃異説を生じ黒川真頼(文學博士學士會員)氏の父臨終の際、遺言して曰く「最早世に望は無きが片假名の作者を搜索せしに未だ判然せざるころ心残りだから、汝真頼よ、父が志を果せ」と、真頼氏充分搜索せしも、到底片假名も僧空海の作なりと、演説せられたる筆記は去る明治廿二年頃の万報一覽に見へたり、此れに依る時は、假名は雙方空海の作なり、何んぞ他教の開祖の選述に懸る文字を用ひるや、是れ佛教の手を借る、換言せば他教の力を借る、獨立の出來ぬ無氣力の神なり、己れの用ひる歌さへ能く書くこと能はざるもの何んぞ頼むに足らん、否な、箇様を神に囁着せられて貴重な身命を失し、教育すべき時代を後にし、無用の舞踊りに教育最中の婦女子を使用し、無用ある貧困罪過の人物を造出し結局日本の衰微を來す、親には不孝、國には大賊たるべし、見よ孝經に、身を立て道を行ひ、名を後世に擧げ父母の名を顯はす孝の終りなりと言へるを

六ットセー、麥米收るのも肥糞いらぎ、天理で取れると虚忘をつぎ、

此の安房たら

天理の意義は種々飾りて解釋すと雖も、天然自然之理に外ならず、人間の智力未だ發達せず蒙昧の社會に在つては自然を稱し、否な自然の外作用する能はざればなり、隨て穴居、野處、毛衣、麤食して以て足れりとせり、故に高樓大廈の建物もなく、山海の珍味も無し、若し少にても箇様の者を用ゆる時は驚怖の外なし、然れども人智發達、社會文化の今日となりては、到底行はるべきにあらず、否な行ふて不可なり、昔し周の末世聖人あり、出興す、之を誰とする老子先生是なり、説く處老子經一篇、虚無自然、無爲無作を貫通せり、人爲的道德、即ち仁、義、禮、智、信は最早無形の心に摸様を畫き交ゆるに人間として七情を起さすと云ふとなし、故に善心起れば惡心起り、道心起れば欲情起る、故に道心欲情共に起らず、心中虚無、空洞一點の雲烟なき時を真人聖人とす、譬へは窓を造るに穴を開けるが如し、若し穴を閉ちたるには室中日光を取ること能はず、暗黒にして窓の用を失し、又た茶碗を造るに、其の中心空にして水を入れ湯を容れ其の他食物を入る、ことを得る如く、始めて茶

碗の用を作すが如し、人心も復た斯の如し、心中情欲無さを以て他物を侵害せず、已に備具する物を守る、亂世を治むるや必ず之に由てす、老子聖人の意は周の末世戰國の世を治せんとするものあり故に、一に之を唱へたるなり、又老子一意あり語に曰く「始は妙女の如く終は脱兔の如し」と是れ唯た兵法のみならず、世間の事物皆之の如し、今天理教信者夢にだも此等の意を知らずして、單に皮相的の意を以て、一にも天理、二にも天理、天理と主張すれば愚も亦を甚だしく、若し人類社會が、天理自然にのみ任して是ならば、人類社會にあらず、或者の言に、人世は水車の如し、彼れ水車は半ば水に浸し半ば水を離るゝを以て始て運轉の妙を得る、其の未だ水に浸さざる時、全体水に浸す時は、運轉の用を失す、宛も水の人欲に浸す力を借らざれば人間今日の活計を爲す能はず、若し人欲にのみ落ち入る時は人類の義務を飲き、恩愛を失せん、必ず道理の無欲に半身を置き、人欲の今日に半身を置き、道心と人欲と中道なる時始て人類完全の人と云ふべし、故に中庸を好しとす、と聖人も説けり、天理教此處に注意せず、無暗に無欲々々と言ひ囃すは、人間社會に害

(辨)に彼れ天
理の授けと云
肥の行ひと云
事、糖と、灰
と、土と、三
合、之を計り
せ、之を田に
撒布せ、田に
通の肥料一駄
に當ると言ふ
由を記せり

毒を及ぼすこと亦た甚だし、若し眞に無欲の者ならば肥糞を用ひき、耕作を要せずして、植付の儘にて平年に増せし、收穫を得んと願ふまじ、實に自然外道の見識にして、因果撥無の妄見あり、言を聞かざるや、縁能く因をして變化せしむるの力あり、と、因は原因、縁は助縁なり、米麥の原因あるも土藏に入れ置かば實のることなし、雨露水土の助けを借りて増増の米麥を得るなり、人も其の如く生れながらにして道を知る者にあらず、學で而して之を知ると、即ち人生を受くるは種因あり、學文修業は助縁なり、則ち教育に依て商業家ともなり、職工ともあり、學者とも、墨客ともなる、世の諺に「氏より育ち」と云ふは是れ等の事ならん、一字一文不知の者も學て天子の師匠ともなる、或人の歌に「吾は是れしふ柿ならば何つまでも、つがではいかで變らざるらん」と一本の梅の樹も繼ぎ方に依て、赤とも白ともあり、紅白の雜色ともある、是れ即ち繼ぐからであるなり、此の道理を知らずして、種因にのみ任せて果を待つは、柵から牡丹餅を得んとするの類乎、呵呵

七ツトセー、難病直すと水吞ませ、末は腹くで上げ下たし、此の毒

水で

天理教信者の妄言を聞くに、曰く誠の尊ひ神の証據には、祈禱に應じて痛苦もあく、火災もなく、天災にも逢はず、不時の災害にも遭はず、他人に輕蔑せられず、又家内不和合の事もなく、今日を安全に活計し、若し病氣あれば八つの塵埃(ほこり)を拂ふて、御祈禱し踊躍せば、病者も平癒せんとして、無暗に其の痛處に符水を付け、水を呑ます其結果や、上熱下熱大騒動、此れは何んの爲なるぞ、毒水の御蔭だ、此の水に酔ふは業に已に心中天理の毒水に酔ふたからだ、加之ならず、御息紙(いそぎ)と名け身体に出物、或は痛ければ之を授けて貼せしめる、是れは教祖ミキが或る修験者より受けたる秘法にして、一の囊中に龜、鯉、鰻、鰯を入れ置き、嚴寒に土中に埋め其の腐敗水を紙に塗り付け、近隣の紙店へ頒布し置き、參拜の者をして買ひ求めしめ、參堂の節教師の息を吹き懸け頂戴せしめ、痛處へ貼付す、神經より平癒するか時節至りて平癒せば靈驗ありと云ふ、實に笑止千萬なり、語に曰く「正法に不思議なし」と、前來謂ふ處眞實ならば邪法の外なし、此等の弊害を防禁せん爲め、内務省は神道教規

を制作せしめて認可せり、其の第十五章に懲罰の箇條あり其の四に、妄に吉凶禍福を説き、及び祈禱神占禁厭に托して人を過し、私利を射るもの、五に妄に神符神饌を授け、醫藥を妨げる者は詐術を爲す者とあるなり、此れに據る時は教規に背戻する甚だしき者からん歟

八ツトセイ、大和狐は宛んだのよ、百まで生ると虚妄(うそ)をつき、此の馬鹿ものめ

佛書に「生得散定修得禪定」と云ふ事あり、生得散定とは狐狸の如き人を魔魅する類の動物は、生れながら古今の事に通じ、能く人の意中を探る等、或は己れ長壽して經歷古事に通じるあり是等を云ふ、修得禪定とは各自具有の本性ありと雖も、修せざれば顯れず證せざれば得ることなし、修行の功徳に依て本性を發得する是れを云ふなり、然れども修證各別にしてあるにあらず、修證不二、生佛一如、本未唯だ一心豈に階級を待んや、其れは偕て置き、先に曰ふ、狐狸の通力を利用して人をして種々の疑念を懐かしめ、亦た人事を知らしめ、妄信せしむる等の事あり、今疑ふ處

は天理教は通常人類の爲し得ざることを以て、神命なり、不可思議なりと云へども、此れは使狐者のみ妖魔者のみ教祖ミキ四十歳の時、神様乗り移り十柱の神世を救はん爲、吾体を假りて顯出せしと云ふ、豈に斯の如きことあらんや、彼等の云ふ者は皆狐狸神なり、實神にわらず、糊口的より人心を動亂し魔黨を増加せんとするの意想たるは論を待たざるなり、間々世上に老婆を喰ひ殺し、狐狸自ら該家の主人母堂となりて臣下の者を慘酷に取扱ひ、遂に忠良の臣下に見認められ打ち殺されたり、又は其れを使用するもあり、ミキも此の類からん乎、南勢山田眞言宗某寺の住職は生國大和國にて廿年正月頃歸國せし事あり、其の頃同國東山中に非常の狐狩を爲したるが、遂に一疋の老狐が鐵丸に當りて死せり、同時にミキも郡山に於て死せり、實は正月廿五日なりしも、該教會員集合して彼の死体を持運び歸り、三島村に於て病死の体に捏造し、明る廿六日は神の乗り移りたりと云ふに當るを以て不幸の大幸として葬祭を修せりと、此れに依て之を見れば、狐狸を使用せしか狐狸に魅まされしか、彼此考ふれば考ふる程、狐狸に類似す、且つ百廿才まで生ると云ひながら七

八十歳で死したるは虚説も、また甚だし、故に此の馬鹿者めと評せり

九ツトセー、此處こゝや彼處あそこに驅つかけ廻まわり、人ひとを誑たぶらして金かねを取る、此盜どろ人びとめ

天理教信者に富貴者なく、高位家なし、間に之あれば信者集合して喰ひ倒し、家産を破らしめて他へ移り、亦た其處を喰ひ倒し他へ移り、宛も田虫の如く順次廻り、人を誑まして金を取り、米穀財産を散施せしめ、盡さしむ、故に此の盗人がと言ふ、夜中竊盜するも強盜するも他人の金錢財寶を取るに至ては誑盗すると同一なり、陽に天理教の主義、自然の信施と云ひ、陰に金取主義にあり、實に無理ならぬ評と云ふべし

十なトセー、たうとう仕舞まは十柱じゅうちゅうの、神かみと倒たふれて家いえもなし、此の丸まるはたか

天理教信者は十柱の神、即ち天理王命さへ拜すれば自然に金銀も儲かり、家産も増加し、災難にも遇はずとて、日夜家業を打抛ち祈禱參詣、愚説拜聽と毎日悪しさを

（辨）に天理教
信者の身命財
を惜まざるに
信の極、遂に
貧困破産する
に至り、而も
尚ほ顧みる念
なきは、教祖
ミキの「山坂
ヤ、天善兵衛、
カケミチヤ、
剣ノ橋モ通リ
の歌に、りど
記せるが、由を
稽察するが、不
信する者の教を
情も亦憫れ
は堪へたり

拂い助け玉へ天理王命と唱へつゝ、終には家屋財産は申す迄もなく、田畝、山林、原野に至るまで所有權は何れにか歸し去り、剩へ己が身も衛生に不注意より損害するに至る、世界と人類と人境と共に皆無にする法だから此の丸はだかど評するも足らざるなり、然しながら有限の思想、有限の文言を以て説き竭すと能はざれば大概斯の如し

以上論評する處に依れば、弊害數多ありと雖も大別六點、第一神佛を侮罵し、第二國体を汚辱し、第三生命を損失し、第四家産を放蕩し、第五教育を妨害し、第六風俗を壞亂す、此れを思ひ彼れを思へば、何れの宗教道徳に依頼すべきや、東西未辨の愚民を益々誑惑し從來の宗教に疑念を起さしめ、野蠻を妄信せしめ、結局國家の禍之より大なるはなし、我黨此等の邪宗魔教を撲滅せすんば止む能はず、續々序を逐ふて駁せん、此を一篇とし四千万の同胞諸氏に「覺者の一呼」を與ふと云ふ

第二 天理教の淵源 「教祖ミキの概歴」

一教祖ミキ女出生の地は大和國山邊郡三味田村、前川家なり、抑も十三歳にして全郡三島村五番地平民中山善兵衛方へ嫁す、而して三十二三歳の頃までに子三人を産む、其頃隣家に同く子三人を産む人あり、然るに隣家は極困窮にして其の子供を養育すること能はざるのみならず、且つ乳不足せるに由り、毎日れみき様方へ貰ひ乳に来るも心よく之を與ふ、然れども隣家到底三人の子供を養育すること能はざれば、其子豈人をおみき様に預り呉れ度旨を依頼せらる、おみき様は夫善兵衛に隠し、潜に此の子を預り置き、養育すること我實子より尙一層大切に取扱へり、然る處日數を経過するに従て其子黒色の痘瘡あはたと成る、おみき様は大に驚き、氏神或は柳田村の弘法大師様へ願を掛け平癒を祈れども其効なし、之に由て又々二月堂の觀世音菩薩に三年三月の祈願すれども更に其靈驗を見ず、依て自分産みたる三人の子供を身替に立て、尙自分の身命をも打捨て平癒を祈願せり、神佛感應あつて遂に御利益を戴き、其子全快すると同

(辨)にミキの
長男善右衛門
が田野に於て
農作中、俄然
足部に發病、
早速醫治せし
も、爾后其功
なかりしが、
市兵衛と通稱
する修験者の
加持を傳へ、
き事ミキは市
兵衛に乞ふて
加持せしむる
に、善右衛門
の病氣平癒し
たる由を記せ
り、天理教を
キの天理教を
主唱し始め、
市兵衛の修験
行由來せし
らん乎

時に、我子一人死亡せり、尙又其壽命は八十才までも乞ひたり、教祖おみき様は幼少の年より至りて慈善心深く、晝は家業を働き、夜は内職に小倉織の鼻緒を拵らへ、僅の賃錢を取て、之を人に施すことを我最上の樂と致せり、依て近隣の人々は神佛の如く尊崇せり、然り而して天保九年十月二十六日、教祖様四十歳の時、此日教祖の家屋のみ地震の如く振動して數刻止まらずア〇〇〇と云ふが言の始にて、天にて月の神、即國常立命が教祖の身躰に乗り移りたり、其れより日數を經過して二三年間に、面足命、國挾槌命、月讀命、雲夜見命以上は天にて、日の神又、惶皇根命、大房邊命、大釋天命、伊邪那岐、伊邪那美の命、以上十柱の神が教祖の身躰に乗り移りたり、其れより教祖様は此の天理教を開設するまでは、一方ならぬ御心配をなされ、山坂越ゆるは安し、或時は奈良警察署へ拘引せられて御調べに遇ふたる事もあり、容易ならざる艱難苦勞を遊ばされたれども、神の御守護厚さに由り、遂に教會を設け、人々を教へ導く様になりしは、偏に神様と教祖様の御蔭によるものあり、助け給へ天理王命々々々々上來は天理教師の説く處にして、自分勝手の我田引水を吐くに異らず、彼れが作業

を實地に探知するに、教祖みきと申すものは、元來産婆が本職にして至て墮胎の妙術を得たるものにして、後家娘女等の依頼に應じ金錢を貪ぼり、窃に墮胎せしめたること其の數を知らず、又已れも淫亂婆なれば、諸所の下男奴僕と密通して妊娠すれば墮胎すること數度、其証據には奈良警察署へ拘引せられ、或は樺木分署へ引致せられ嚴しく取り調べられ又は獄屋に繋かれ、罪人と成りしこともあり、彼れ等は曰く、教會開設までは、一方ならぬ困苦して、警察署へ拘引せられたるべきともありと自ら白狀せしが、罪科の無き良民を何にが故に警察官吏が引致したり捕縛して獄に繋ぐや、況や人民の爲に慈善心深き良民に於いてをや、必ず正理に戻り人民を惑亂せしむる事實あるを以ての故なり、且又已れが口糊に窮するを以て工夫を廻らし、一疋の野狐を拾ひ得て之を養育すること、我子の如く寵愛せり、段々成長するに及で業通力を増し能く人の思想を計り知るの術を得たり、此に於いて他人の吉凶禍福を卜し、病氣平癒せしむのと妄言を吐き、而して神様が我身躰に降り給ふとか、神の御告成ありとか、虚言を以て愚民を籠絡して金錢を貪りしが、明治文化の御代と

(眞)は天理教の弘まれる丹國
 の山後城、津波河内、伊播磨、伊備、美作、美濃、江、張、勢、作、中、江、挾、伊、津、波、の、弘、ま、れ、る、丹、國、の、山、後、城、津、波、河、内、伊、播、磨、伊、備、美、作、美、濃、江、張、勢、作、中、江、挾、伊、津、波、の、弘、ま、れ、る、丹、國

なり、神降なりと云ふ曖昧主義は嚴禁に成りたるより、一時潜伏し居りしも、又々信教自由の風吹き天主教に、基督教、回々教に、種々雑多の外教侵入するに乗り込み、善き機會と野狐の尾をソロソロ振り出し、二三の悪漢と謀り、神道某管長を魅まし、外面は程のよき願を上げ、内心は持ち前の野狐を使ひ勸財主義と目的とする曲者の奸策なり、其證據には、一度彼が教會に加盟し信徒の名稱を受けしもの、有様を見るに、慾はいらぬものなりと言ふて田畑財産は質入書入となすか、又は賣却して其の金を大和國の本部へ献納すると云ふ、十に八九は皆を然り、間には親戚朋友のものより異見を加へ説諭すれば、却て其のものを笑ふが如き有様にして、三年の間には世界中皆天理教に成り、財産家屋も一列一對となり、自他差別は無く成るなど云ふて頓に聞入れず、此れ元來狐狸を使用するものあれば、信徒は悉く味まされ居る所以なり、斯の如き大膽不敵の暴計を起す教祖みさと雖も、運命竭きて年八十九歳を一期として、明治廿年舊正月廿六日無間阿鼻地獄へ墮落せり

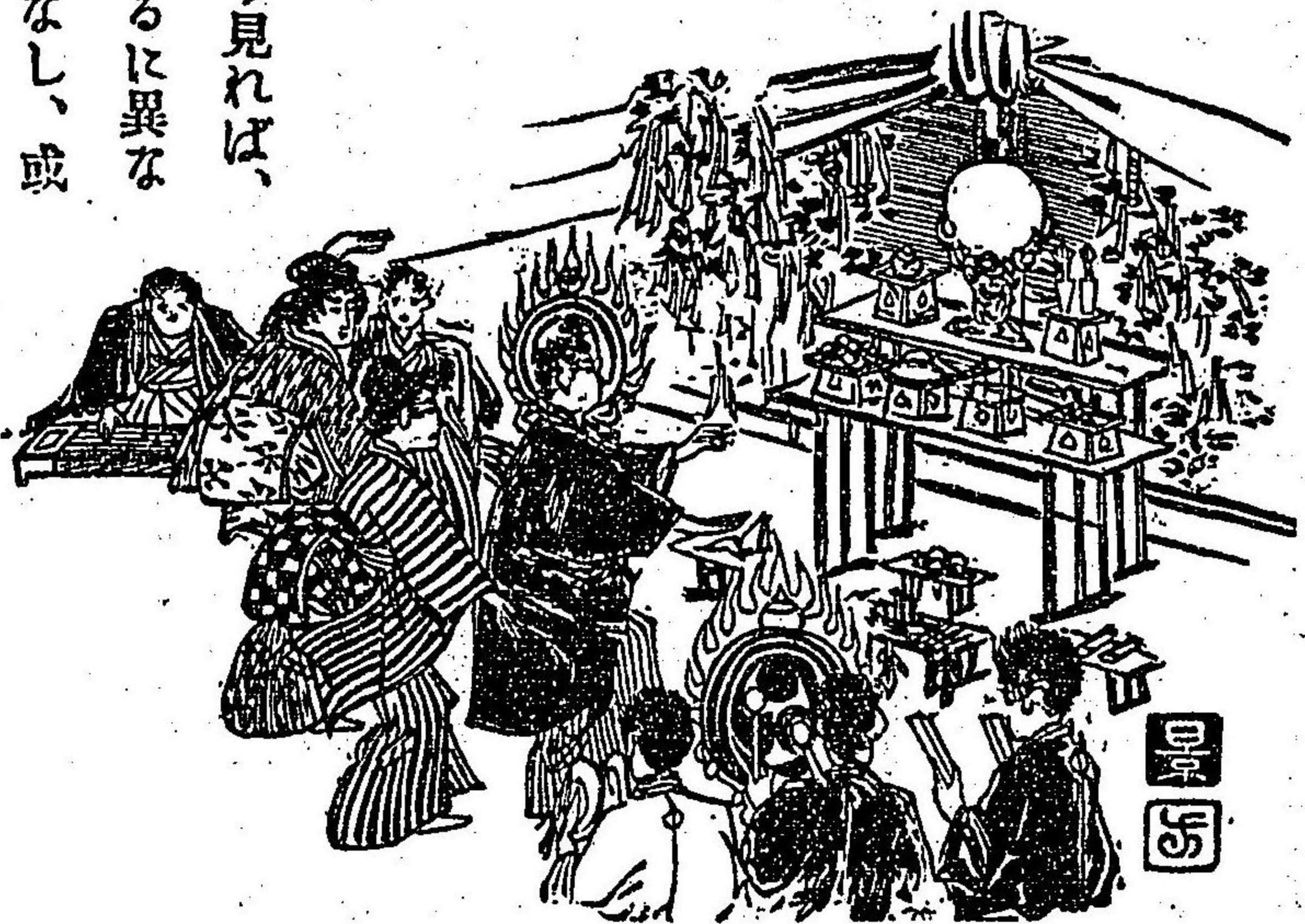
第二 教式

一天理教會本部は大和國山邊郡三島村五番地平民中山新治郎方に巍然たる殿堂を設置せり、門前には旅舎茶店等を構へ、此處に於いて遠國より參詣の信徒は宿泊支度休息等の便に設けたる由にて、恰も一小都會の景況を成せり○全郡添下郡大工町にも全く大廩を設け、天理教會所の看板を掲げ、本部と同く祭典說教等を毎月執行する様子なり、是れは當地貸座敷營業人平野奈良藏か病氣平癒したる妄信より、自ら金五百圓を投し愚民を煽動して、如斯勢況に及ぼし、自ら分局長の任たり○又大和國添下郡郡山にも天理教會所を設けあり、其外京都府下、勢國龜山、其他諸國に設立せしか尙目下全國へ教會所を設置し、廣く信徒を募る計畫中なりと云ふ

毎月廿六日、八日は祭日にして先づ教師先生か高席に上り、信徒一同は其背後に在りて異口同音に助け給へ天理王命と數十回唱へ了て、教師先生起立して、一ツトヤ舉して拍子木を打す、從て信徒ニツ三ツ何々と俗歌を唄ひ、手振踊を始め、其有様は

従前田舎の盆踊に彷彿たるものなり、然り而して教師先生或は老耄の男女は種々の面を被り、又十五六才より廿才前後の婦女子は、緋紫色の袴を着け面部には紅粉を施し、五人十人一列となり手振踊る景情は實に狐狸の所業とより判明するに外なし、或は大祭事の如きは加ふるに、大鼓、三味線、胡弓、横笛、摩り金等を用ひ老若男女入り亂れ、野蠻拙劣な手振踊る有様を外面より見れば、酒の酔か、狂氣者の前後不覺に成て遊戯するに異ならず、是れ畢竟何の所爲ぞ、名狀するに由なし、或

男女の妄信者に神前に馬鹿踊をなす圖



人間て曰く、君等天理教信者にして手振踊は何の故ぞ、答て曰く、天照太神天の岩戸へ御隠れ召れし時、ウツメノ命を始め、諸國の神々が御神樂を上げ歌舞を行ひたるに習ひたるものなりと云ふ、何んと言ふぞ、是れ誠に神事の古實を紊亂し祭典儀式を破壊し、皇室典範を蔑如し、風俗威儀を毀損する狡獪の悪手段と謂つ可し、如斯所業を傳染せしめなば將來我國体を如何んど保持せん、片時も等閑に捨置く可きものにあらざれば、此が豫防方に盡力せざるべからず

第四 信徒誑誘法

抑も教師先生と稱すべき輩が、山伏、商人、修行者の如き容貌をして、市街村落を時々に徘徊し、貧民病家に立入り金錢を與ふるか、然らざれば患者を診察して平癒せしむるとか、又は其法方を施すとか言て二三回も往復す、其間茶菓粗飯等を供するも更に用いず、謝禮を出すも猶更受けずして曰く、我は神を信仰し庶民を救助するものなれば、謝禮馳走を受くべきものにはあらず、仍て信心を專一に願ふと云ふて、遂に天

理教へ加盟せしむるものなり、其最初に加入せしものへは講元、或は組長の資格を與へ、又其者より親族縁家を始とし諸方へ誘導に派出するものなり、信徒一人を誘引すれば其報酬として金五拾錢つゝ給與するを定則と爲せり、而して段々脈路を通し、數十人の信徒を募る時は組長講元の宅に放て毎月一回二回つゝ、例の野卑拙劣の俗歌を唄ひ御手振踊を舉行するものなり、而して又其信徒の中人才相當のものを撰ひ、教導職を與へ、説教を爲さしめ、諸方派出を命するの有様なり、故に天理教々師は幾數人あるを知らず、昨日迄の水呑百姓も、今日迄の商賈も、一時に教師の位に昇り、訓導、講義、教正をぞと、立派な位置に進むが故に、我先と競て入社するもの多し、且又全く成立の上は信徒より相當な掛金を徴収して、本部へ献納せしむ、其地方へ事務所、教會堂を新築する際は、如何なる貧民たりとも金拾圓内外の寄附を爲さしむ、之に由て一度天理教に誘導せられたるものは、大概我財産を失ひ土臺石に至るまで質入書入の抵當に成らざるはなし、實に貴重なる光陰を無益に經過し、大切な金錢を無効に放捨する、職産勤勉を敗る、實に破國体の奸賊と言はすして、將た何んとか名づく可

(辨) 著者親
改式 天理教の
府に 一 道 回 政
教に 神 道 天 理
の 思 召 奉 天 子
に 改 め 度 一 文 面
あるに記せる
が、彼れ等感
民を誘惑する
りとも亦長せ

けんや

之に依て天理教々師先生を始め、信徒に至るまで、汝等能く我言を諦聽せよ、汝等も同く日本帝國に生れ我等と同胞兄弟なり、然るに斯かる狐狸の爲に我良心を奪はれ、跼蹐窮子の身と成り、十字街頭に迷ひ居るは實に惘然の至りなり、我國古來より海外に比類なき正法の流布するを何んの不足あつて斯かる邪教に心酔して横路に越くや、外傳曰く「旨酒嘉穀ありと雖も、嘗めざれば其旨を知らず、善道ありと雖も學ばざれば其功に達せず」と、汝等過て改むるに憚る事勿れ、善を知て行せざる之を狂と云ふ、惡を知て改めざる之を惑と云ふ、と汝等よ早く脱會して眞の日本臣民とある可し

第五 著者と天理教師との接戦

明治廿二年頃より、諸方へ天理教なるもの蔓延せしが、勢國に於て最も盛んある地は安濃郡一色神山近傍にして、日々信徒は増加し、時々教師は立入り、之を防ぐに由なし、依て同郡前野村千手寺住職及び信徒某より、何卒彼の天理教々師と、質問討論

し、然して邪教を退治せられんことを懇請せらる、予即ち該村へ出張し、某家に御神樂説教の執行あるを以て、暫く戶外に在て様子を窺ふに、其説く處は、儒佛耶の曖昧なる教を信すること勿れ、と云ふを主眼として喋々と辨せり、予即ち教師の面前に進み、天理教の由緒、來歴、教理等承はり度き旨を述べれば、教師答て曰く、御神樂終り次第御話に及ぶ可しと云ふ、茲に於て全く問答を始む 明治廿三年十一月中旬

●注意 問の部は林田岳 答の部は教師宮口某

問 君は天理教の教師にして御姓名は何んど申す

答 宮口某と申す者なり

問 君の説く處と又は本部の教師と、其他巡教師の説と皆同一なるや

答 本部詰め其他の教師たりども、教理は平素打合せあれば毫も異變あることなし

問 君の奉信する天理王命は何の年何處より出現せしや

答 此の命は出現したる神にあらす、即ち十柱の神を総稱して天理王命と崇尊するなり

問 其の十柱の神とは何々なるぞ

答 國常立命、面足命、國挾樅命、月讀命、雲夜見命、惶根命、大釋天命、大房邊命、伊邪那岐命、伊邪那美命是れあり

問 十柱の神は各々尊號あり、然るに十把一束して天理王命と名付けしは如何なる理由より斯く爲せしや

答 如何ある理由より爲せしか元祖オミキ様の爲せしことに付私しは知らず

問 十柱の神は眼前に在ます者か、又は理神と爲すか

答 六ヶ敷きこと知らざれども神はあるものと信じ居る

問 先に云ふ十柱の神を総稱して天理王命と唱ふと云ふ、各々の神は御承知せらる、か如何

答 私は御承知あるものと心得居るものなり

問 神と人間とは異別なるものとせらるゝや

答 神は人間以上のものあれば我々の識知する處にあらす

(辨)は十柱神
中、月日(國常)
立、面足(二尊)
の、兩神(八人)
の、父母(神を)
ら、伊邪(伊欲)
し、伊(伊伊)
辨、伊(伊伊)
産、伊(伊伊)
の、六神(他)
の、靈魂(身)
を、天理(於)
て、談(由)
記、せ(を)

問 例せば茲に十人の者あり、各々姓名を呼ばずして此の人を如何んか應せしむるや

答 左様なる六ヶ敷ことは知りません

問 君は天理教の録々たる教導職にあらずや、他の問に對して知らずとばかりでは立たざるに非らずや

答 私の教會は他人と議論は好まざるなり

問 決して議論争闘を望むものにあらず、詳細の説明を請ふものなり

答 私共は世間の學者とは御話は致しません

問 學文と教理とは各別にして附合せざるか

答 無答

問 先刻御説教中、儒、佛、耶の朦昧ある教を信すると勿れ、と信徒に御示になりしか、儒教に佛教に耶蘇教か

答 御説の通り

問 然らば耶蘇教は知らず儒教は仁壽禮智信の道を説き、修身齊家に適當ある教にし

●學記に「學はされば道を知らす、王に君たるに民を教ふるに先きと爲す」とあり、文運堂昌の今日に當り、學問と合致せざる能く存在し得るを得んや

て人倫の一日も缺く可からざるものあり、故に古今の學者漢籍と賞賛して學ぶもの多し、然り而して我邦に傳はりしより裨益を興へしと少しとせず、朦昧とは何等の事を以てせらるゝや

答 無答

問 佛教も亦た然り、欽明帝の御宇に本國へ傳來してより上、皇室を補翼し下、人心を和し貴賤等しく敬信する處なり、故に寒村僻地に至る迄一寺院、一教場のあらざるはあし、且つ所説の經は淺より深に入り、原因結果を基礎とし、所有學術を網羅して、事々物々社會の原則に適合せり、朦昧とは何を以てせらるゝや

答 又無答

問 然らば儒教佛教は朦昧には非らざる歟

答 左様真正なる教法にて候

問 君が精神には正道と信し、妄信徒に向て朦昧と教ゆるは、已れか精神の朦昧なるにあらざるや

(眞)にミキの歌なりとて、一イカホド學問ナド、云フテ無キヲ見ヘテ、コノマハ知レドモ、本心ナシとの二首を記せる

が、天理教が
依らざる所以
は、其れ此歌を
感信するにあ
らざるらんや

(辨)に天理王
命は即ち十柱
神は此世界及
人身靈魂等を
作りしが故に
吾人ハ、災病、
排除、福利、増
進の願求を其
神に向ふてす
るものなり、
醫へば家屋ハ
大工の普請に
係るものゆへ
其破損を修繕
するに當りて
ハ、再び大工
を托すべし
を、然るに小

刀細工を以て
修めんと欲す
るも、能く其
も亦得べきも
圓に非ざるな
りのに、吾人
其如く病を癒
す命に願求を
す、其癒功を
圖せんとする
は、亦理に當
らざるに似た
るものなりと
説く由を記せ

答 無對

(四十八)

●茲に於て信徒の中頭立たるもの出で來て仲裁して曰く、此の方は御神樂の爲め私共が請聘せしものなれば、説教演説をする人にあらず、依て質問は御斷り申すと云ふ、予曰く、宗教には正教邪教の二途あれは能を取り糺さざれば他日後悔する時節あるべし、故に不肖ながら臨檢に出張せし者也、君の御言は尤もなりと雖も、暫く御扣へ召されと言ひ放て、再び教師に質たす

問 天理教を信仰すれば病氣は平癒し、産婦は一枚紙の上に、安く分娩せしむと云ふが左様なるか

答 信心次第により随分病者も全快するものなり

問 醫師の配藥をも用ゐず診察をも受ざる様子、何を天理教に於て患者に服せしものあるか

答 別に與へし品は無之く、然れども神前に備へし御水を戴かせしむ

問 天理教は専ら病人を目的として之を快癒せしめ、醫師の服藥は無効とせらるゝに

非らずや

答 我教會より無用と教ゆるにはあらず、用不用は信徒の適宜に任せ置くのなり

問 腐水を飲て病氣か癒ゆるの、御神樂と云ふて御手振踊をすれば、産婦は産婆を要せずして安く分娩するをぞと教ゆれば、愚盲信徒は醫藥を廢し自然に衛生を怠たり身命を毀損するは理の當然なり、此の邊は如何んが思量せらるぞ

答 無答

問 患者の左右にあつて衆人集り歌舞等を舉行せば、却て逆上して一層重病に至らしめ、誤て死に陥ち入るものもあり、是れ貴重な臣民を害する邪教と云ふも敢て過言にあらず

答 邪教と誹謗するとも私は決して怒らざるなり

問 君怒らざるは宜し、良民を感亂し正理公道に害毒を流し安寧秩序を妨ぐるを如何せん

答 無答

(四十九)

問 知らずや憲法第廿八條に「日本臣民たるものは安寧秩序を妨げず、及臣民たるの義務に背かざる限に於いて信教の自由を有す」とあれば、此の法律に背戻する宗教は如何なるものと雖も決して信すること成らざるの嚴禁は立法の精神なり、天理教は既に國法を破る魔道と斷言せん

答 無答

問 天理教の教師は皆君の如き無學文盲のもの多くして他に答辨するもの無さや、他日を約して討論せんと要す、相應な先生を誘導して如何

答 學文や理屈を以て信す可き教にはあらず

問 天理教は専ら狐狸を使用する、と世間では言ひ傳へり君御存しありや

答 世間の人々は何事を申すかは知らず、私は左様な事は存しません

問 理非の辨別する能はざる教師先生と相手にするは、予か價値を失ふものなれば此にて退席に及ぶべし

茲に於いて予は更に天理教徒及數百の聽者に對して曰く、諸氏は天理教を最上の宗教として信仰せらるゝも、渠は全く狐狸を使ひ、愚民を惑はし貴重の金錢を瓦礫の如く抛棄せしめ、而して己れか鼻下を建立せんと欲する妖教なれば片時も早く脱會せらるゝに如かず、譬へは一人の奸商あり銀流の烟管を持ち來り、此れは無垢銀の性物なりと偽はるときは諸氏其の眞偽を識別する能はざれば、眞承に引受け金三圓を以て之を購求す、而して數日を経るに従て下地の鉛鉄を露はせり、此處に至て始て偽物なると發覺し二三錢の價値に過ぎるとを悔ゆるも益なし、信教も亦た斯の如し、本邦にも異國にも其例少しとせじ、或は姪神邪神を祭祀し、又妖怪狐狸を使用して現に奇術を見はすもあり、幽に畏怖を生せしむるもあつて庶民を瞞着して莫大の金錢を貪る者は、往昔より史書に散在せり、依て予は不日近傍便宜の地に於いて、佛教と天理教と何れか正、何れか邪なる乎對照して演說せんと欲す、幸に諸氏參聽せられんとを望むと云ひ棄て其場を退去せり

第六 天理教と佛教との優劣

予は前章に記述せるが如く、天理教師宮口某に對して該教義の了解すべからざる件々を質議せしに、彼れの固陋不學なる、予をして一も満足せしむるの答辨を爲し得ざるに依り、予は自己の所見を開陳して、彼れ宮口某の予が質議に對する答辨の要領を得ざることを甚だしき次第を公衆に論告せざるを得ず、是れ予が巖に千手寺住職等より懇請されし靡に對して當さに尽さざる可らざる責任なり、仍て明治廿三年十二月初旬、安濃郡淨道寺村天台宗西願寺に於て左の演説をなせり

佛教と天理教の對照

偕て本日は「佛教と天理教の對照」と云ふ演題を掲げましたが、固より同一の論には參りませんが、一口に教法と申さば彼も宗教、此も宗教と早や合点をする様なものかれとも、唯た人間と云ふは同一なるが、其中には、東洋人種、西洋人種は勿論、細別すれば東洋人にも數多あり、西洋人物にも種類は澤山あつて、其の國々

に從て容貌風俗の一樣ならざるより、性質、智識、運動、業作の点に至る迄皆を異別なるは言ふまでもなく、同し我帝國の中に於いても國務大臣の位を占め、政權を握り皇室を補翼し國利民福を謀らるゝ御方もあり、又其の下にあつて差配を受くる官吏もあり、同ト國民と雖も法律の罪人となりて獄屋に繋かれ日々禽獸に等しき役務に着く輩もあり、此等は實に國家の賊臣である、今又教法と云ふも其の通りで、國民を撫育し社會に裨益と及ぼす宗旨もあれば、天理教の如き人民を惑はし社會の原理に合はざる邪教も、神道などと頭を上げて居る、而して見れば、我佛教は恰も金銀寶玉も等きものにして、今日まで國家を補佐し人民を撫育したる國務大臣の如し、彼の天理教の如きは瓦礫毒石に似たる律令の罪人の様なもので、逆も對照すべきものに非らざれども、暫く彼れに一步を譲り、比較して其眞偽曲直を辨明せんと欲す、諸君宜しく注意せられよ

扱て此の近邊は天理教か蔓延して居る地方なれば、參聽諸君の中には信徒もあり、時々には御手振踊や御説教も見たり聞たり人もあつて、能く御承知で有りませしよ

が、誠に野蠻至極な歌舞を行ひ、古代の祭典儀式を亂し、風俗を破り而して御神樂と云ふ、其教導職先生輩と稱するもの、言ふ事を聞くに、兒童の戯言たぶそか能く狂氣者の寐語ねごとを吐くに異ならず、而して御説教と云ふ、諸君よ此等の有様を外國人に一度見聞せしめなば如何なる感情を惹き起します、實に日本は未開野蠻國と必ず笑ひますでありましょう、是れ外國人に我邦の耻辱を與へしむる國害宗とでも云ふて宜しい、諸君も御存しの通り、醫藥を廢し腐水を飲て病人が平癒した証據か有りますか、名醫の診察を請ひ良劑を用ゆるも尙ほ交易に本復せざるは吾人の病症である、然るに醫藥を要せずして平癒するの道理更にあし、若一平癒すれば輕症なるが故に自然の爲す所なり、彼等は曰く、信心力によりて神様の御蔭ありと云ふ、益々重病に至り死に陥入る時は、信仰の足らざるなり、欲を離れて田畝家財も打捨て信心すべしと教ゆる、是れ人民泣せの先生、醫者の首絞宗くみしめと云ふて可なり、斯かる惡魔外道か我國に有ると思へば、實に慷慨の至りならずや、又渠等は申し譯の爲に十柱の神と云ふ目當を据へ置き、何にもかも悉皆此の神様に擦り付け、日月の二神か世界

(眞)に神を授け
に靈魂を以て人の
靈魂は死する
の理なく、其
偶に死するに
云ふに眞實に
死せしむるに
ず、其動きて
夜休むと同一
の理なりと一
天理教徒は談
する旨を執る
が、彼れは風
を云ふことと
を以て亦知る
べきのみ

●言を以て人
を擧げ、人を
以て言を廢せ
ず、とは孔子
の格言なり、
然るに天理教
の教師は金五
十錢乃至七十
五錢を納めて
漸く擧る、其
無學文盲の
多きこと何ん
や怪むに足らん

萬物を創造せりの、二神は十柱の神の根本であるの、我々の身上を守護し給はるの
と神事の古書、國書、歴史等にも未だあらざる己れが妄想を人民に教ゆる馬鹿先生
而已多し、凡そ天理教の教導職先生と稱するもの、資格を探知するに、昨日までは
下駄の齒入が本職で、桶の輪換が職分のと云ふ、實に新聞一枚すら讀むと能はざる
無學文盲の不明者のみ多し、古語に曰「自己渡らずして何ぞ他人を渡すとを得ん
や」と、何ぞ自己の研究を要すして神か如何なるものか、教理か如何なるものか、
識別すると能はずして衆人を先導せんとを得んや、一盲衆盲を挽くの道理にして悉
く魔坑に陥入らしむ實に憫然の至りならずや、是に依て我輩は天理教を妄想教と斷
言しました、其理由如何となれば、悉く妄想に出て取る可き点は一もなし、妄想と
は虛無の義にして實有にあらざるものを云ふ、例へば吾人の身軀日光月光に遇へば
忽ち影坊師を見る、形進めは共に進み、退るげは同じく退く、形止まれは從て休む
眞に無き物を確に有りと認むる是れ妄想なり、又熟睡の時、幻夢を見て可惡可愛と
思ひ、戀しと思ひ嫌ひと思ひ浮へる間は、總身に汗を流し、確に有に似て曉天に至て

夢覺れは始て虚無あることを知る、此時快樂と思ひしとも、驚きしとも、悉く實有に非らせして己れか妄想なることを知

て、始め精神明々として眞の快樂を覺ふ、彼の天理教も亦復た斯の如し、己れか妄想より種々の物を構造して天理王命が御守護下さるの、病氣か癒ゆるの、世界が暗に成るの、自他の差別は無くなり、田畝財産も一列一對にして自分の所有物も他人の所有物も平等になるのと言ひ散らし、殖産工業を怠らしめ、且又一ヶ月の中十五日間

職業に着くも、餘の半ヶ月は御神樂、歌舞を行ひ、不明者の御話を聞けば自然に福

妄信 者が 醫藥 の手 當も せず 捨殺 にせ し死 体を 葬む る圖



報來り、植物は種を蒔捨て培養せすとも米麥は上作に稔熟するなどと、妄談虚説を以て人心を惑亂し、社會の秩序を紊すは實に國家の逆臣にして、決して日本臣民には非らき

此れに反して我佛教は三世因果、應報の原理を基とし、謂ゆる社會の原則を網羅して説き場さぐるばなし、今其の一斑を諸君に御話に及ひましよう、偕て人間の履み行く道には、惡道と、善道の二途に分れり、惡道に越さ山野廣原に至て、岐路に迷ひ難澁する程迷惑はなし、开は畢竟不案内であれば斯く迷ふのである、言を換へて云はゞ、順道と逆道の二つになる、順道の公道を行へば迷ふとなし、逆道の岐路を行けば必ず迷ふものなり、其順とは何んぞや子たるものは父母に孝養を盡し、親たるものは子と愛するが順、女房は夫に貞節を盡し、夫は妻を感むが順道である、若し之に反して逆道を踏むときは、家内は不和合を生し、忽ちに修羅場と變す、一切皆な此の如く、火は燃へ上るが順、水は濕て自然に下に下が順なり、夏は炎熱、冬は寒冷、春は暖氣、秋は冷氣と四時に於いても順がある、若し逆になるときは不順と云ふて五穀

(眞)に天理教
は天を陰、地
を陽、男を陰
女を陽とする
ことを記せる
が茲に於てか
彼の本性を現
せりと謂ふべ
きのみ

實のらず、大飢饉と成て道路に餓死するもの多し、乃至愚者は智者に従ひ、上政府は法令を出し、下庶民は之を狩り、長者は短者を感み、短者は長者に遵ふ等皆是順道を行くなり、之に違ふて逆路を行かは、國家亂して争鬭の止む時なし、是各自災害を招く原因となる慎まざる可けんや、

諸君よ、諸君も今世に在て安穩に活計を過すは皆是れ祖先父母の御蔭に據るものなり、然らば則ち、祖先父母より繼承し來つた宗教は大功である、動もすれば傳來の宗旨を變宗するのみならず、石碑は土臺石となし佛壇は毀ち位牌は河へ流して「助け給へ天理王命」の「屋敷を拂ふて田賣り給へ」と云ふて、風顛漢の馬鹿と成ては成らぬ、此の中には其様な狂氣者はありますまい、此う則ち順道を知らずして逆道を行く、我身知らずと云ふものである、佛教の活眼より眺れば天理教の如きものは齒牙に掛け可きものには非らされども、千丈の堤も蟻螻の穴より崩るゝの古語もあれは、微少のものとして等閑に捨置く可きにはあらざり、依て聊か駁邪に及び、因に佛海の一滴を説き、正法を忘れ邪教に心酔する様を不幸に至らざる様、各頭御注意あら

んことを冀望す、

予が此演説を、彼れ天理教信者が聴きし後ち、其信者中に翻然改悟して彼の天理教會を脱し、佛教に再改する者多きを出し、爲めに安濃郡内に於る天理教會は、一時揺盪せんとするの狀況を現したりとさけり

第七 天理教師の大敗北 佛者の凱歌

後ち明治廿六年一月六日、岐阜縣美濃國方縣郡長長村笠原啓十郎宅へ、天理教々師筒井初三郎外一名出席説教執行する事を聞きしに付、予は左の書面を以て照會に及びたり

拜啓酷暑の候に御座候處倍々御清適の條欣喜の至りに存し候、陳者は野生は勢國の一閑人にして未だ閣下とは拜謁を得ず隨て御意を窺ひ知る可きに非らされども、聞く處に由れば閣下は天理教信徒の銜々たる傳教師の趣を拜承せり、蓋し目下我邦國は宗教雜多にして所謂天主教にあれ、耶蘇教にあれ、神道にあれ、佛教にあれ、天理教、丸山講社あつて枚擧するに遑あらず、然れども數多教法の中には専ら現世を主

眼として倫道を説くもあり、又は仰信を目的として單に神のみを崇拜するもあり、或は邪教正教あつて國家に裨益を及ぼすものもあり、且つ臣民に害毒を流すもあり、然るに予は學生の身あれば此れか真正なる教法か、彼か妄邪なる宗教乎未だ覺知するの機運に至らず、之に由て幸に閣下當地へ布教の爲め御來越の旨を承はり候間、閣下の敬信せらるゝ天理教の眞理、目的、由緒、來歴等御教示に預り度、併せて質疑等も致し度候條御足勞ながら今夕五時頃より御來臨不相叶候哉、若又不都合に候得は野生貴席へ出頭し可然哉、緊急何分の御回答に預り度、此段特使を以て御照會に及候也

方縣郡長長村大覺寺客席

明治廿六年一月六日

林 金 瑞

此予が書面に對して、彼れ筒井初三郎は以下の回答を爲せり、曰く

「貴席へ參るは少々支問有之に付、當地へ御來光あり度」と使者に傳言せり、茲に於て予は即刻使者と同道して彼方に赴き、彼れ筒井の傍に在て其所作を見聞するに、第一御手振踊了て祈願して曰く「惡さを拂ふて助け給へ天理王命凡五十回唱ふ」次に

惡さを拂ふて助けセッ、コム、一列スマシテ甘露臺(凡五六十回唱ふ)了て彼れは左の説教を爲したり

抑も此の天理教は深い教にして、一朝一夕に説き盡すとは出来ません、私も未だ修行の事なれば先生より聞かせて貰ひたる處を少々御話に及びます、扱て人間は三條の教憲に基き親孝行は致さねばなりません、世間では天理教は病氣を癒すの、醫者は無用のと言ひ散らす人々もある様に聞き及びました、私は左様な不都合な事は決して申しません、(茲に於て予思ふに、拙者か臨席中なれば病氣云々は意を變して説く)皆々様、心得違ひがある、其心得違ひは八ッあります、一には「ホシイ」二には「チシイ」三には「可愛」四には「憎イ」五には「ウラミ」六には「腹立」七には「怨」八には「巧マシ」是を八つ塵埃チリとも云ひまして皆々様此の惡きものを拂い捨てしよはねばなりません、又御互に平生用ゆる處の帚木しほりは朱呂帚木が眞の帚木であります、此れは毎月一枚つゝの皮を生しますれば、年に拾二枚となる、御互年中の埃を拂ふのであります、又着物の立襟は單衣は七つに立ち、襦袢は五つに立ち、足袋は三つに

(真)に天理教が現今の如く盛んなるに至り、一ハ、教祖ミキの「見ル火ノ中モアリ、夫レチモアリ、シタラ小チ越アリ、大段々越アリ、此レガ道力ナル本道デア

立つものにして、七五三で六九とある、神前に飾るハ繩も七五三に結びます、御互六九の心を以て、此の世を流る事を云ふたものであります。

誰か此を聞いて抱腹絶倒せざる者あらんや、夢中に夢を説き、亂心狂氣者の妄言を吐くに異らず、斯る教師先生の寐語を、殊勝顔して拜聴するものは顛倒狂氣の不具者而已、我國に斯かる邪教を信し、斯かる愚盲者多きとすれば、實に文明進歩に害毒を流す悪魔外道と謂はざるを得ず、然れども等閑に捨置き豫防せざれば悪魔増長して蔓る故に亦た外道を相手取り論議するの場合に至れり、即ち教師に向て曰く、天理教の旨趣に付、質問討論致し度き旨を以て御照會に及ひたるに、君の御回答に出頭するは差し問ある由にて當地へ來越を願ふとの報知により、拙者特に貴席へ伺ひたるに付、此より質疑に取り掛らんとす、御説明下さるや、答て曰く、私しの承知しましたただけ御話に及ぶべし

問 予名刺を差出たり、君の御姓名は何んど申す

答 筒井初三郎と申すものなり

問 天理教は何の年月日より教會を開きたるものなるや

答 明治廿一年四月、神道管長稻葉正邦殿の許可にあり

問 天理教會は誰人が擔當なるや

答 中山新次郎氏は教正にして教祖様の孫あれば會長なり

問 先刻、惡を拂ふて助け給へ、天理王命と唱へしは、如何なる意味の事に候や

答 是は先刻申した如く、銘々には八ッ埃はちこりかあれば攘い下されと神に誓願する者なり

問 我々の心の穢を神様が攘い除かる、乎、未審

答 私共教會の者は斯く心得信仰するもの多し

問 君等の信仰するは皆な妄信にあらずや

答 如何なる乎、其の様な事は論じません

問 然らば次に惡さを攘ふて、助けモツコム一列スマシテ甘露臺と唱へられしが、此れは如何ん

答 皆々惡き塵埃を拂ふて、甘露臺かんろたいに上ると云ふと

問 其の甘露臺と云ふは何處にありしや、又如何なる有様のものである

(辨)に十柱神
 中、伊弉諾
 伊弉册の兩尊
 と月讀尊との
 三柱を實有の
 神とすれば、
 他七柱は、
 神の七柱は、
 神に過ぎざる
 るものなるべ
 し、其理神に
 にして實有神
 ありざる神が
 めに降る神の
 れに萬々之を
 る可らざる之
 弄一番せりと
 翻あ

答 是れは大和國山邊郡の本部の地上に石を積み、天憲を設けある、此れを甘露臺と
 云ふ、而して世間出來始まるるとき、八百萬神か御降り召された處と聞き居る
 問 一列ノマシテ甘露臺と云ふは如何
 答 皆々此の甘露臺に上ると云ふ事なり
 問 然らば君も大和國の甘露臺へは何の時上るぞ
 答 先生よりは五六年の間には、皆な此處に至ると聞き居る
 問 天理教には何にか所依の書籍かある乎
 答 私しは知りません
 問 君等は何んに依て信徒に説教するや
 答 只先生より聞かせて貰ふた儘を、取續ぐばかりなり
 問 天理王命は大和國に本部ありと云ふ、君等出張先に於いて信仰するときは君等の
 出張先へ神も同く御出張に成るのか、又は本部に在て信心を御受け召さるゝもの
 か、若し御出張に成らば本部は神様か御不在に相成、又本部に在りとするれば君等

の信心力を如何んか聽受し、其の御利益を如何んか與ん
 答 亦た先生に尋ね置きませ
 問 先生は扱て置き、君は我心と神様とは同一とせらるゝ乎、又は二物あるものと心
 得らるゝや
 答 一向其の邊の事は知りません
 問 君は先生に非らずや
 答 左様なものでは御座りません、漸く昨年信徒に加入した斗りで御座ります
 問 君も先生に成ては如何であるぞ
 以上記すが如く、何に事を質問に及ぶも只管に知らずと答辨するのみなりしは予も
 困却せり、仍て予は彼方を退席して大覺寺に歸り、即夜其法堂に於て天理教國害論と
 云ふ演題を掲げ、駁邪の演説を爲せり、聽衆無慮五百人餘ありて天理教信徒も傍聴に
 來り居りし者多かりき、而して筒井初三郎外壹名の教師も潛に來聽し居りし様子なる
 も一言の評すら入れ得ざりし、抑も當夜予の演説たる演題に基き、最も過激に辨した

りしも、更に聴衆中より一人の討論者すら出でざりしは予の大に遺憾とせし所なり、然れども熟々惟ふに、予の當夜演説せし大要は、佛教の眞理を敷衍して彼れ天主教の不稽妄誕なる所以より、延て彼れが國家に害毒を興ふる所以を痛論したるに依り、如何に彼れは執拗剛愎なりと謂ふと雖ども、予の説く所既に眞理なることを彼れ承認したらんには、彼れ筒井外一名の教師が默聽せるも亦宜べなるにあらざる乎、況んや尋常の聴衆に於をや、其予が論評の肯綮に中る毎に拍手喝采、四筵を動搖し來るの盛況ありしも亦決して偶然にあらざるなり、然り而して予の演説の將に局を結ばんとするに當りて、彼れ筒井教師を始め天理教信者の來聽し居りし者は胡鼠々々然として他の聴衆に先さんでて逃去りたり、是れ豈に彼れ天理教は大敗北したるものにあらざらんや、彼れ既に大敗北せり茲に於て勝利は全く予に歸し、予は凱歌を謠ふに至りたりと

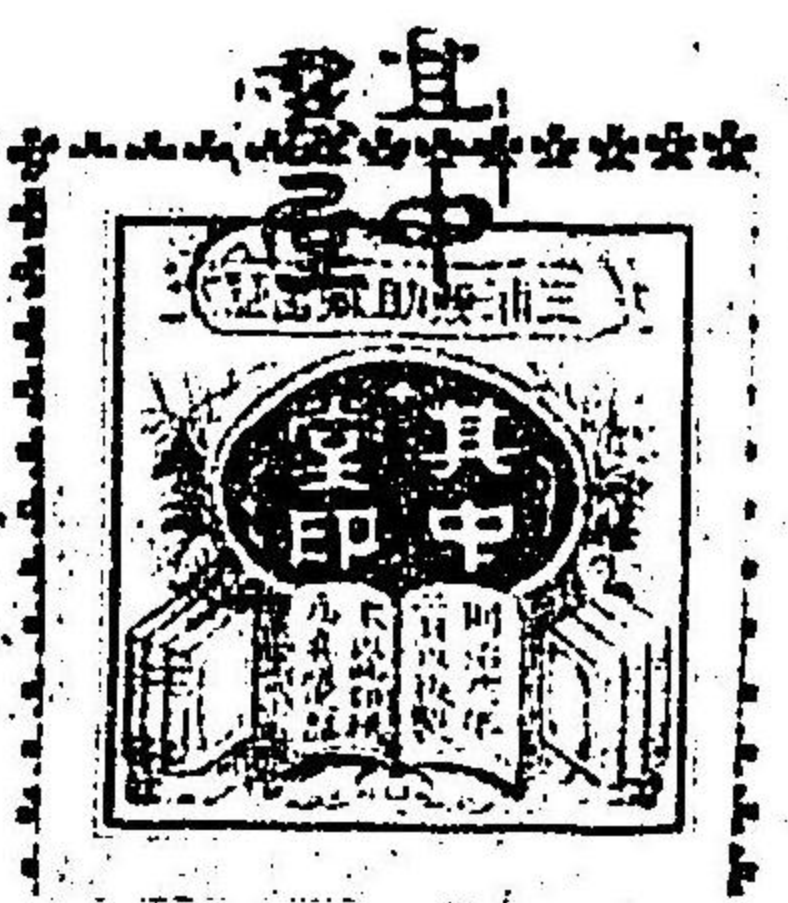
實際辯斥天理教了
討論辯斥天理教了

明治廿六年九月一日印刷
同 年九月五日發行

定價金拾五錢

版權所有

發行 者 愛知縣名古屋市門前町十七番戶 三浦 兼助
印刷 者 同 縣同 市小田原町三十二番戶 櫻井 仙右衛門
大賣 捌 東京麻布區飯倉町 森江 佐七
同 京橋區三十間堀壹丁目 明 教社
同 芝區愛宕下町 鴻 盟社
同 京都三條高倉東へ入 出雲寺 文次郎



其中堂發兌圖書販賣所

東京日本橋區通一丁目	大倉孫兵衛	同	橫山町一丁目	出雲寺書店	同	三條通御幸町角	大谷仁兵衛
同	小林新兵衛	同	兩國若松町	柳原友吉	同	富小路三條上ル	中村淺吉
同	九善書店	同	日本橋新大阪町	鶴喜書店	同	大津	澤宗次郎
同	金櫻堂	同	淺草三好町	大川屋鏡吉	同	四日市	小川儀平
同	春陽堂	同	同廣小路	淺倉久兵衛	同	桑名	伊藤善太郎
同	東雲堂	同	本材木町	林平次郎	同	津	森傳四郎
同	吉川半七	同	芝愛宕下町	須原富吉	同	松坂	河島書店
同	辻本九兵衛	同	飯倉五丁目	須原富吉	同	山田	豐住謹次郎
同	青木嵩山	同	大阪備後町四丁目	梅原佐七	同	上野	河島書店
同	目黒書店	同	同	吉岡平七	同	名古屋京町	有文堂
同	山中孝之助	同	北久太郎町四丁目	柳原喜兵衛	同	本町三丁目	安屋勝二郎
同	上田屋書店	同	博勢町四丁目	中川勘助	同	玉屋町一丁目	鈴木吉兵衛
同	中西屋書店	同	安堂寺町四丁目	青木恒三郎	同	同	川瀨代助
同	開新堂	同	心齋橋北詰	中村芳松	同	同	若山次郎
同	三山堂	同	本町四丁目	岡本仙助	同	同	豐田三郎
同	富山房	同	京都佛光寺烏丸東	東枝律書房	同	同	小澤吉三郎
同	畠山堂	同	三條通寺町東	福井源次郎	同	同	片野東四郎
同	本郷二丁目	同	寺町通四條上ル	田中治兵衛	同	同	三輪文次郎
同	日本橋區室町	同	寺町通五條上ル	藤井佐兵衛	同	同	尾頭吉次郎
同	大傳馬町一丁目	同	三條通高倉東	出雲寺書店	同	同	淺見鉦太郎
同	二丁目	同			同	同	稻垣勝之丞

其中堂新刊書廣告

文學博士南條文雄君序 ○水野道秀師述

●通俗原人論講義

西洋假綴全一冊 正價廿五錢
四六形凡二百頁 郵稅四錢

世に原人論の未書多し、然れども未だ本書の如き、簡にして繁ならず、俗にして卑ならず、行文の容易ある(平かな文)要語の今様なる、如何なる門外漢と雖も、一見能く原人論の原人論たる所以を了知せんか、蓋し、本書は道秀師が數年間、幾十百の講苑にてせられし講義の筆記をば訂正出版せしものにて、練に練り、鍛に鍛し著述にて、世に云ふ一夜漬のデモ著述ならざるは一讀の上知り玉へ

●言文 良材 譬喩漫錄

最新版 定價廿五錢
郵稅四錢

本書は楠瑞縁君の著にして、和漢内外の群書より、五百有余の譬喩談を蒐集せられしものあれば、一讀せば博識となり、再讀せば大學者とあるへし、夫れのみならず、本書は説教演説の良材たるは勿論、作文作詩又は談柄の資料とするも、亦た言ふへからざるの利益あるべし、乞ふ志學の諸君、一本を購求して常に座右に置き玉はんことを

●通俗 唯識 佛教心理學

最新版

正價廿四錢 郵稅四錢

右は大内青巒先生の題歌溪口雲根居士の著述にして其外各大家の心理學の卓論を附記せしものにて唯識學の初歩とも言ふべし(唯識百法及東洋心理學の圖を附す)

●大乘洒落禪

最新版

正價十五錢 郵稅四錢

本書は石塚無佛居士の編及批評せられしものにて、幽玄微妙なる禪味をば、通俗不思議な文章にて、解し安く、解し難く、奇々怪々頗る面白く書きなせしものなれば禪學熱心の諸君は必ず一讀し玉へかし

●古今 上乘 三大家說教

最新版

正價廿五錢 郵稅四錢

本書は山田玄山師編及標註にて能辨を以て千古を凌鏢し、毫も宗我の見なく、通佛敎の眞理を説きて萬生を開導せる、岸上恢嶺師の「隨意說教」、菅原智洞師の「說法言々海」葛城慈雲尊者の「人とある道」等以上三大名著を編纂し、及各辨師の傳記をも載せ、篇中難辨の所には冠註典據をも加ひたれば、如何に初心なる人と雖も、一度本書を繙けば知らず識らずの際自らも亦、說教師の一大家と化し去らん噫、誠に得難き珍書なる哉

●說教心の種

三版

正價廿五錢 郵稅四錢

右は伊東洋二君の著書にして、全編を六編に分ち、第一に說教者の心得、第二に贊題十四題、第三に新古因縁五十一章、第四に落語五十七題、第五に順智奇談四十二題、等記載し一題毎に皆な、悉く佛敎の教理に適合せしむる様、自註を加へられたれば說教者には欠くべからざるの良書なり、殊に卷末には、故歌十八編三百餘有首を、悉く部類を分て載せ、又一二毎に、各大家の筆に成し名畫を加へたれば、讀んで面白く、見て樂じ可き、世間無二の一大寶典也

●說教洒落囊

再版

正價廿五錢 郵稅四錢

本書は彼の「說教心の種」の著書、伊藤蓮窓居士の著述にして、尙心の種に漏れたるを集め、落たるを拾ひ編纂せしものなれば、說教師又は演説の辨士諸君には、次へ可からざるの材料要書なり、又其編中の目錄の大略を掲げんに○第一章緒言材料使用法○第二章新古因縁三十餘談○第三章落語因縁四十餘題○第四章順智因縁六十餘編第五章道歌百二十餘首○第六章狂歌百八十餘首○第七章狂俳百六十餘句○第八章都々一壹百有餘吟○第九章雜謠百五十餘文等なり、体裁は尙心の種にも優りて、鉛版鮮明紙も書もよし

●改良新撰 說教學

再版

正價縮刷再版三十錢
郵稅四錢

右は小澤吉行先生の著にして第一章を總論とし、第二章を說教の秘訣とし、第三章を登壇の心得とし、第四章を法林拾珠(因縁談)とし、第五章を說教門(各宗十五題)とし第六章を教話門とし、第七章を落語門とす、本書を一度繕けば如何なる人と雖も、意に順て數席の說教を爲し得らる、所謂說教獨稽古とも言ふべき珍書なり、

●佛教新說教

正價二十錢
郵稅四錢

右は森貴之士の著にして、各宗の新說教廿八席に冠註又は傍註を挿入して、一見よく說教の組織法を了得せしむ、夫れのみならず、抑も本書を隨時進化の新說教なりと自稱する所以を言は、譬喩、因縁、悉く皆な今時の人氣に相應するの談柄にして、左來のおぼ、談義の陳腐談にあらず、乞ふ一讀して其珍書なるを知り玉へと云ふ、

●贊題因縁說教の栞

三版

正價二十錢
郵稅四錢

右は小澤吉行先生の著にして、本書の說教の好材料なるは、出版の日の淺きにも係らず、已に第三版を賣盡し第四版の印刷正にあらんとするを以ても知るに足らず、

●西洋因縁說教の栞

正價二十錢
郵稅四錢

右は小澤吉行先生の著書にして、泰西の學說及び實事談を蒐集し、一説毎に吾が佛教の眞理に適合せしむる標説きなせしものにて、從來有り來りの、陳腐なる因縁談には非ず、當時の如き學問世界の說教には、眞に斬新なる新材料と言ふ可し、

●佛教達辨之術

三版

正價二十錢
郵稅四錢

右は、蓮窓、拈華の兩居士の合著、本書は、論理學。修辭學。華文學等を載せ、演說及び說教法話等に從事せる人々に資益せんが爲に、議論の秘訣、發音の体裁、又は態格、數個の圖を挿入す、又は達辨なる奧秘等、苟も言論に關する者は網羅して餘蘊なし、乞ふ一讀して今テモセンスとなり今フルナとなり玉はん事を、

●佛教各宗管長演說

正價拾五錢
郵稅四錢

本書は各宗の管長三十五大徳の演說を編纂し加ふるに抑揚頓挫の語法を示し、冠註を上げ總評を附す、若し佛教徒の說教演說を練習の材料とせば古今無比の好書ならんか、附言本書三十五題の演說中、明教新誌教學論集等より轉載せしは、只僅に五六題のみ、余は皆な夫々へ照會をなし投寄を請たるものなれば、是れまで人目に觸れられし陳腐なるものには非らき

●佛教演說軌範

三版

正價二拾錢
郵稅二錢

五

右は蓮窓居士伊東先生の著にして、數編の新案ある演説を網羅して、其發音一段毎に、聲の高低、緩急、話頭、論理、抑揚、頓挫、波瀾、照應、警策、恣態の体裁等の傍註を挿入し、一見にして能く雄辨の秘訣了得せしむ、彼の雜誌を採萃して編輯せし如き、陳腐なるデモ著述に非ずして、實に近世無比の演説書なり、

●佛敎 演説 四恩の解

正價 二拾錢
郵 稅 二錢

右は南紀の人、榎本道樹居士の著なり、此書は四恩十善の大意を言文一致の筆を以て頗る了解し安き様書きませしものなれば、戒師、説教師、又は演説に従事せらるる諸君には欠く可からざる良書なり

●滑稽 寓意 佛敎演説會

三 版
正價 拾二錢
郵 稅 二錢

右は各大家方の寄稿にして其演題は○開會の主意○因果敎徒因果を知らず○法主と丸あたまの區別○僧侶に正妻を娶らしむべし○己惚れと瘡氣のなき者はなし○御有難連(上下)○戒律新説○管長殿○賣藥屋の競争を希望と○天保錢を見て感あり○愉快々々大層愉快○ひゐさの引倒し○本山の和尚さん○執事とん新聞紙屑奇談○可愛あまつて憎さか百倍○世の中天狗多きを望む○天帝は尻に劣れり○閉會に當つて一寸」等以上廿題なり

●全 第一回

再 版
正價 拾二錢
郵 稅 貳錢

右の演題は○開會の主意○耶蘇敎は貧乏士族なり○雷同團○都合のよき事は……○寺院に於て茶番狂言を爲る事初むべし○諸君の御勝手○島の蛤○風靡的紳士は風靡的紳士あり○親の臍かじる息子の齒の白さ○佛敎の保羅○中入の慾張主義○明治僧鑑居士一覽を見る○國粹保存と佛敎○顛則○兄弟喧嘩の得失○佛敎も又た政黨に倣ふべし○新島襄氏の大學林○浄土の再建彌陀の洗濯○閉會に當つて一寸」等なり

●全 第三回

正價 拾二錢
郵 稅 二錢

右の演題は○開會の主意○御心配は御無用○たいてゐの和尚は迷ふ活佛○にゐら取をにゐらにせよ○三寶博覽會○坊様に羽織をさせろ○無宗敎者に御相談○獅子心中の蟲○佛敎不滅亡論○不立文字敎外別傳○一寸坊芝居見物奇談○此多情なる美人を如何せん○佛敎の力は曲た人を眞直にする○中入の慾張主義○僧侶の辨護に就て總体の口上○出家得度に就ての辨護○衣食薪水に就ての辨護○學問に就ての辨護○社會の進化に相應せざると言ふに就ての辨護○耶蘇敎の蔓延に就ての辨護○僧侶の辨護最終の申し立て」第廿貳席、尙四廻近々發行す、出版の上は必ず御購讀有らん事を乞ふ、

●一口 演説 僧侶の辨護

再 版
正價 八錢
郵 稅 貳錢

右は御寺様方の都合のよき事はかり書きし物にて、一讀せばドンナ○堀でも、鼻高々
となる書なり

●佛耶 舌戰 耶蘇大敗北 再版 正價拾五錢 郵稅貳錢

右は破邪顯正を以て其名を轟かす公道貫徹會々長目下救世教會々員梅原露山君が彼の
震地傳道隊と名乗つゝ名古屋寶生座に於て公會演説を開きし基督教の傳道師湯谷某と
討論せし顛末を詳記せし者なり乞ふ愛國護法諸君一本を購讀して壯快なる活々潑地の
思想を培養せられんことを

●居士 必携 破邪金鞭 正價廿錢 郵稅四錢

本書は著者祖訓師が、多年歐米神學士と舌戰の上全勝を得たる問題を網羅せしものに
て○聖書の信偽○翻譯の曖昧○默示感導は著作者の偽造○教義の不條理○國害たる所
故○十二使徒の虛妄信教自由の解釋、外數項、一として証跡を掲さるるも、亦高談放
言無責任の破邪書に非ず乞ふ破邪に従事する諸君及び耶蘇教の何んたるを知らんとす
る諸君は一本を座右に備へ玉はん事を、

●評註 插畫 心學一夕話 三版 正價廿五錢 郵稅四錢

右は石塚無佛居士の編纂にして右は神儒佛の三教を基礎として、安心立命の理を論し、

修身齋家の道を説きし書にて、交章は平易、語句は滑稽、婦女子と雖もよく了解し易
し、今編中の目録を示さば○端書の卷○正心の卷○心徳の卷○習性の卷○積善の卷○
禍福の卷○道心の卷○誠意の卷○愛欲の卷○謹慎の卷○孝行の卷○我慢の卷○戒色の
卷○家法の卷○行佛の卷○女性の卷○六根の卷○工夫の卷○有無の卷○知心の卷○本
心の卷○良智の卷○歸敬の卷○祈願の卷○易行の卷○安心の卷等一として修身齋
家、安心立命、教育的の談話ならざるはなし、殊に一章毎に泰西諸大家の哲理上の議論
及び狂詩狂歌狂畫を加ふたれば在り來りの醜刻心學物とは異にして法師辯士は以て説
教演説の資本料とし、又小學校教師諸君には修身の談話の材料とせらるゝもよかる
へし、兎もあれ一讀するの價値あるは信して疑ふ所なりと

●評註 插畫 心理道の栞 三版 正價廿五錢 郵稅四錢

右は前一夕話と同主義同目的を以て編纂せられしものなればマァ一夕話の續編とも言
ふ可きか、

●標註 增補 日本佛法史 縮刷再版 正價廿五錢 郵稅四錢

本書は欽明帝以降明治廿二年憲法發布に至る迄の吾が國の佛法歴史あり

●通俗十七宗綱要 正價十五錢 郵稅二錢

本書は蓮窓居士、伊東洋二郎先生著書にして、現今の佛教十七宗三十六派の、開闢、縁起、教理、修法、行解の次第、分派別派の有様を、通俗時流の文体を以て説き得し書にして通俗佛教大意とも言ふべき書あり

● **通俗因明學** 再版 正價十五錢 郵税二錢

本書は、伊東洋二郎先生の著述にして、因明法總体の事を述べ、西洋のロヤックに交渉する事項は之を因明法に對照し別に參考として、論理學、修辭學、華文學等を添へたれば、一讀せば直に因明博士とならんことを、著者が受合ふ所なりとぞ

● **通俗論理學** 再版 正價三拾錢 郵税四錢

本書は、相良常雄先生の著述にして、嚮に新編論理學と題し、發行せし處、非常なる好評を得て、已に數千部を賣盡せり、然るに元版は、正價の廉ならざると、論理學には、論理學の要語ありて、初學の人には了解し安からざる箇所少なからせ、故に今度、本文の全体へ傍訓を施し、又元版を縮刷して、正價半額以下に引下たり、乞ふ論理學の蘊奥を極めんと爲す諸君は、一本を繕かれん事を、

● **眞偽審判 日蓮深密傳** 正價廿五錢 郵税四錢

右は世に古く傳播せし者かれども、其眞偽如何に就ては、未だ一定の議論あるを聞か

ず、故に今度伊藤洋二郎先生の、在來深密傳に對して駁撃、又は辨護せし諸書を集められ、自ら判事の位地に立つて、其眞偽如何を判定論斷せられし書なり、獨り日蓮宗の信徒のみならず、佛教者は一讀すべき價值あるもの有なり

● **佛教滅亡論** 三版 正價廿錢 郵税貳錢

右は、田島象二郎君の著なり、其凡例に曰く「本書著述の主意は佛教の既倒を挽回するに在て余が慷慨なる哀情、自ら制する能はず、道理と事實に訴へ大方の猛省を冀ふに出たり(中略)本書の論鋒は、毎に一も老僧に向はず、只専ら強壯輩に向ふと知れ」と諸君一讀して、一撃を試られては如何、

● **佛教不滅亡論** 正價廿錢 郵税貳錢

右は夢笑道人、萩倉耕造先生の著書にして、田島先生の滅亡論を粉な微塵に駁撃せし書なり、滅亡論と合せて一讀し、滅、不滅の是非を判し王へと云ふ、

● **釋門必携 記事論說** 正價廿四錢 郵税四錢

右は小林無爵先生の著書にして、本書は釋門の縉索に、作文の好材料なきを憂ひ、ものせられし物にして記。紀。奏。表。書。文。贊。銘。論。說。議。辨。箴。解。辭。傳。檄。題。引。序。狀。縁起。尺牘等の廿餘門に分ち、其相當なる文例一百有余文を示したり、又龍頭

には文體提要。作文秘訣。文章組織法。小説字彙。助字俗解。漢洋批評法。作文材料。曲故集等を網羅し、作文の材料として奇世の珍書、僧侶諸君にしては、欠く可からざるの良書なり

● **哲學大意** 再版 正價十二錢 郵稅二錢

右は任天居士田島先生の著なり、本書は初め哲學の起原より説き起し、近世哲學に至る迄を、簡単に汎説し、終りに哲學の至難なるを論したり、且つ此學の性質如何を略述したる、約にしてよく大意を得たる書あり、

● **哲學論評** 再版 正價十五錢 郵稅二錢

右は青江覺俊先生の著書にして、近世哲學の大學十名士の哲學論文を蒐集し、其上欄に偶評を下し、また一編毎に總評を加へて以て讀者に資益をる所をわらしめたり、世に哲學書多しと雖ども、本書の後に瞭然たらざる者なきや、否や、よろしく一讀の上知り玉へ、

● **哲學問答** 正價廿錢 郵稅二錢

本書は田島任天居士の著なり、本書は問答体を以て文を綴り、初め哲學の起原より、解釋を述べ、尋で印度哲學、支那哲學、西洋哲學、初世哲學、中古哲學、近世哲學を

で細仔に説き、其流派を分ち、更に教理、心學、神學、觀念、濟世等總て哲學の支配下に屬する諸學を平易に述べたる良書なり

● **印度古代哲學** 正價廿錢 郵稅二錢

右は中島弘毅先生の著にして、本書は立論の主眼、釋迦文教、波羅門教部の別、數論の出所、教合論、數論、迦毘羅二元論、極微三諦分、意想感覺分、二十五諦、結果、勝論、附圖等を詳細に記載せしものにて、通俗全七十論とも評すべき珍書あり、

● **尊皇 大同團** 正價二十錢 郵稅二錢

右は大同團と云ふ佛教の團體に就きて、各大家の攻撃又は、辨難せし論文を著集し、夫れに小吉行氏が批評を加へられし書なり

● **足立普明意見書** 正價六錢 郵稅二錢

右は師か宗教改良の熱情、溢れて此一編の意見書とあれり、師と志を同しふする、宗教改良家は、是非一讀し玉へかし、以上は都て、最近の出版に係る、活版物なり、又木版にして好評を得しは

● **一顆珊瑚禪話** 半紙本全二冊 正價廿五錢 郵稅四錢

右は、小坂井市太郎先生の著述にして、彼の七六ヶ敷碧巖とか。眼藏とか言ふ、禪學書の粹を取りて、滑稽な筆、談話の文、面白れかしく、斯道の大意を書き記せし物なれば一讀せば、老莊の道をも了得せん歟、高尚且つ幽微なる、禪味をも了解せん歟、乞ふ先つ一讀の上評し玉へ、

●法界 止 啼 錢
或問 大本 全三冊 正價 四十錢 郵税 十錢

右は大珍禪師の著にして、師か士女の爲に説き玉ふを、打聞さし儂を片假名文を以て書取、出版せし物なり、要とするは、法華、般若、三部經等の大意を、愚俗の心得やすき様、十界一法性も本とし、諸宗共に異論をからしめんとするに有り、乞ふ説教、又は演説法話に従事する人は、必を一讀わらんことを、

●三十 御詠歌假名抄
三所 半紙本全三冊 正價 廿五錢 郵税 四錢

右は、故小關泰法師の遺稿にして、櫻井寛宗師の編輯になりしものにて、西國三十三所の由來、縁起、因縁、本尊、御歌(御歌)は眞字にて書き、夫れに傍訓及傍註を加へたり「なほ御歌には「歌表」「深意」「評」の三註を加へ、表面よりも、裏面よりも、理相よりも、教相よりも、御歌の有り難く、且高尚なるを、説き去り説き來りて、述へ盡して余濫なし、若し西國の靈驗、御詠歌の功德説かんとする諸君は、是非一讀し玉はんまをと

●大藏却鑰
大本 全三冊 正價 四十八錢 郵税 十錢

右は、獨一道人の編輯にありし者にて、一大藏經中の、奇説珍話を、蒙求の文體に倣ひ輯められし物にて、一讀せば、藏經拜覽せし如く、實に佛教徒には、必要なる珍書あり

●白隱 假名 律
禪師 中本 全二冊 正價 廿五錢 郵税 四錢

右は有名ある、夜般閑話、辻購義、施行歌、粉引歌、ほこりたゝき、等を蒐集せし物あり

●般若心經忘算
大本 全一冊 正價 拾五錢 郵税 四錢

右は、黃泉禪師の著にして世に心經の未書多しと雖も、簡にして疎に過ぎず、密にして迂遠ならず、能く其眞意を得たるは、恐らく此の書の外に有るへしとは思はず、

●般若心經靜座談
半紙本全一冊 正價 十二錢 郵税 四錢

右は、故風外禪師の演述せられし者にて、在俗の信者には、よく了解し安き書なり、

右は、小坂井市太郎先生の著述にして、彼の七六ヶ敷碧巖とか。眼藏とか言ふ、禪學書の粹を取りて、滑稽な筆、談話の文、面白れかしく、斯道の大意を書き記せし物なれば一讀せば、老莊の道をも了得せん歟、高尚且つ幽微なる、禪味をも了解せん歟、乞ふ先つ一讀の上評し玉へ、

●法界 止 啼 錢 大本 全三冊 正價四十錢 郵税十錢

右は大珍禪師の著にして、師が士女の爲に説き玉ふを、打開さし儘を片假名文を以て書取、出版せし物なり、要とするは、法華、般若、三部經等の大意を、愚俗の心得やすき様、十界一法性も本とし、諸宗共に異論をからしめんとするに有り、乞ふ説教、又は演説法話に従事する人は、必き一讀わらんことを、

●三十 御詠歌假名抄 半紙本全二冊 正價廿五錢 郵税四錢

右は、故小關泰法師の遺稿にして、櫻井寛宗師の編輯になりしものにて、西國三十三所の由來、縁起、因縁、本尊、御歌(御歌)は眞字にて書き、夫れに傍訓及傍註を加へたり。なほ御歌には「歌表」、「深意」、「評」の三註を加へ、表面よりも、裏面よりも、理相よりも、教相よりも、御歌の有り難く、且高尚なるを、説き去り説き來りて、述へ盡して余濫なし、若し西國の靈驗、御詠歌の功德説かんとする諸君は、是非一讀し玉は

んふとを

●大藏却鑰 大本 全三冊 正價四十八錢 郵税十錢

右は、獨一道人の編輯にありし者にて、一大藏經中の、奇説珍話を、蒙求の文體に倣ひ輯められし物にて、一讀せば、藏經拜覽せし如く、實に佛教徒には、必要なる珍書あり

●白隠 假名 禪師 中本 全二冊 正價廿五錢 郵税四錢

右は有名ある、夜般閑話、辻購義、施行歌、粉引歌、ほこりたゝき、等を蒐集せし物あり

●般若心經忘算 大本 全一冊 正價拾五錢 郵税四錢

右は、黄泉禪師の著にして世に心經の末書多しと雖も、簡にして疎に過ぎず、密にして迂遠ならず、能く其眞意を得たるは、恐らく此の書の外に有るへしとは思はず、

●般若心經靜座談 半紙本全一冊 正價十二錢 郵税四錢

右は、故風外禪師の演説せられし者にて、在俗の信者には、よく了解し安き書なり、

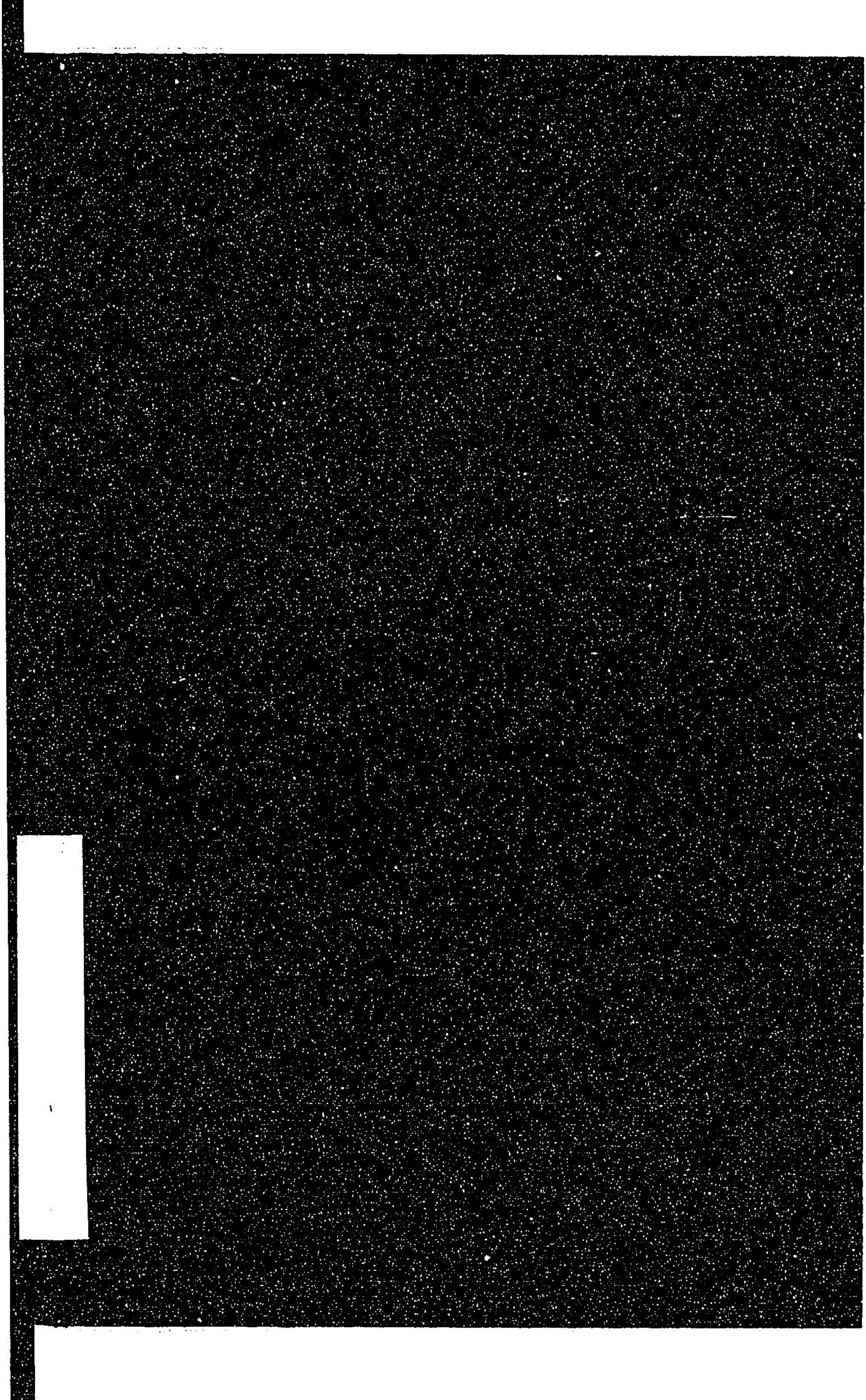
貝葉昇先生 獲戸康四郎君校閱 伊東開天居士著述 (直引一厘もなし)

● 八木 相場秘傳集

菊形五號文字かな付美本全壹冊、
壹百五拾有餘頁、挿畫表十有餘箇、
正價金五十錢、郵税六錢、

本書は嚮に「米商必携相場大全」を著述して其道の老輩諸君に非常なる賛成を得、且つ好評を博し得られたる伊東開天居士の再著にて、今其編中に述べし處の大概の書目を掲げんに○第一編 米商會所の制度及米商人初め八項○第二編 賣買仕組法初め十八項○第三編 相場と算術初め二項○第四編 字、星を繰りて相場高下を知る方法、高下推理法、六曜星の繰り繰り○第五編 易占と相場、易占に依りて米相場の高下を知るの必要、米相場の高下を占ふ法○第六編 米相場と天候氣象、米商人が氣象考察の必要ある理由、雲、雨、風、霧、露、霜、雪、霞と雪、雷と電光、虹、日暈月暈、日月蝕星、地震、噴及海嘯、潮の満干、平年氣の概略、各地測候所の位置及天氣豫報要語並氣象信號標、天候氣象と卜占、飢饉及申年の辨、豊凶を知る法○第七編 自明治元年至明治廿四年晴雨調査書及年中日和考、附神武天皇御即位以來米商交渉沿革○第八編 雜の部、米相場に関する格言及和歌、米商人の用語、等なり乞ふ米商に従事する諸君は一本を購求して商業海の指針盤と爲し玉へと言ふ(極新版)





1

特18

7

辯斥天理教

林 金瑞

国立国会図書館

014599-000-8

特18-7

辯斥天理教 (實際討論)

林 金瑞 / 編

M26

ABB-1021

